

第57回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成25年12月17日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 99 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 2. 議案第 100 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 3. 議案第 101 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 4. 議案第 102 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 5. 議案第 103 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 6. 議案第 104 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 7. 議案第 105 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 8. 議案第 106 号 工事請負契約の締結について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） それでは皆さん、おはようございます。早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは直ちに日程に入りますが、日程第 1 から日程第 7 につきましては、12 月 6 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 1. 議案第 99 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について

議長（西岡 正君） まず日程第 1、議案第 99 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 4 ページ、40 の 15 の 10、民生負担のですね、学童保育のことでございます。

今現在ですね、学童保育に何人の子供たちが行っておるんかということと、これ時間的にですね、早い人や遅い人があると思うんですけど、そこらへんについては、時間当たり幾らの個人負担としてかかっているかということと、町が幾ら負担いうんか、持ち出しもしておるんか、そこらへんについて、お示してください。

それから 5 ページのですね、15 番の民生の補助金、子ども子育ての支援システムの分です。これについても中身の説明を願います。

議長（西岡 正君） はい、それでは説明願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それでは、学童保育についてお答えしたいと思います。

学童保育の児童数につきましては、現在ですね、長期休暇と言いますか、春と夏と冬とございますけれども、通年と分けますと、通年、毎月の児童数は 61 名です。で、春夏に 20 名ほど来られてますけれども、全体数は、そういうことでございます。

それから、経費でございますけれども、これは、保育料の所得階層と準じておりまして、A ランクから D の 7 まであって、今回、補正で大きく増額されているのは、特に、D 6 ランク、所得が 13 万から 41 万 3,000 円、その間の階層が大変増えてきたということと、全体的に児童数がですね、10 数名増えた。対象者数がね、当初予算から増えたということでした。

それから、後もう一つ、どういうこと。

3 番（岡本義次君） 町の持ち出し。その個人の持ち出しと、個人が幾ら出しておるんかいうんと、それから町が幾ら。

教育課長（坂本博美君） 個人の方はですね、階層によって、2,000 円ぐらいからずっとあるんですけど、高いところで 8,000 円です。

で、全体的にですね、学童保育につきましては、1,000 万近く委託料からバスの送迎分がかかっています。そのうちの今回、個人負担は、250 万から、そういうことになるんで、3 分の 1 ぐらいかなということでございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） おはようございます。

それでは、私のほうから、5 ページの子ども子育て支援システムの整備事業補助金の件につきまして、ご説明申し上げます。

この補助金につきましては、子ども・子育て関連 3 法の改正が、新設がありまして、それに基づきまして、現在、厚労省、それと文科省等で管轄をしております保育所、幼稚園、それから認定こども園、それに認可外の保育園等がございますが、そうした教育保育サービスの推進体制が、来年度いっぱいから 27 年度、要するに、27 年の 4 月 1 日から一本化されると。それに基づきまして、国のほうでは、総合システム、これも仮称なんですけど、そういうシステム化を図り、連携して、支給認定の状況とか、それから給付の状況、それを一括管理していく、そういう必要な情報の共有が求められております。

それに基づきまして、全国の各市町が、電算システムを構築しなくてはならないということで、今回、そういうシステムの構築のための補助金をいただくようになっております。

で、この補助金につきましては 1,240 万、100 パーセント補助でございまして、今回の補正予算の 11 ページ目の民生費児童福祉費の 28 番、子育て支援センター運営費に委託料

ということで、出として1,240万同じように挙げさせてもらっております。

補助金ですが、これは財源としましては、国の安心子ども基金ということで100パーセント補助ということで、今回、補正に挙げさせていただきました。以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 今回の件について、関連してお聞きしたいんですけども、9月議会では、この支援会議の委員の条例化されて15名ということだったんですけども、この15名は決定しているのかどうかということとですね、もう1点は、子育て支援事業の5カ年計画の策定というのが、これ求められておるんですけども、そこら、どのような進め方になるのか。

それから、もう1点は、これはちょっと聞いていいかどうか分からんんですけども、この中にですね、過疎地域の保育機能の確保策として期待される小規模保育事業についてということで、子ども・子育て会議の中で検討するということなんですけれども、これ小規模保育とは、だいたい6人から19人保育サービスということで、この過疎地域に対しての、そういう小さなですね保育、空き家、空き店舗や公民館なども設置が可能になったということ載っておるんですけども、ここらとですね、今後、保育所が統合していくということに対して、その取り組みとの整合性ですね。国との。そこらは、どんなんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 1点目の委員さん15名なんですけど、15名につきましては、既に内諾をいただきまして、承諾をいただきまして、今月の26日に第1回目の委員会、協議会をする運びになっております。

それに基づきまして、先ほどお話がありました子育て支援計画ですね、計画のほうも5カ年の計画に向かって、その支援会議等で今年と来年いっぱいかけまして、その支援計画を立てる予定にしております。

なお、スケジュールとしましては、今年度は、関係保護者の方に対してのニーズ調査、そしてニーズ調査結果に基づきまして分析等、佐用町として、今後取り組むべき子ども・子育ての計画の策定に向けて26年度中に策定計画を立てます。

そして、27年から5カ年の支援計画という形で、これから進めていく段取りになっております。

それから、先ほどの小規模関係でございますが、今回の支援計画、特に、支援計画の大元になります子育ての関連3法の絡みですけど、大きくはご存知のとおり待機児童の解消が1点目にあるかと思えます。

それから、もう1点目は、学童保育の充実。

そして、3点目が認可保育関係ということで、先ほど議員、ご指摘ありましたように小規模等の対策も認可外保育でなくて、認可制度を持っていくというような形で、今後、計画書に載せていけというような形で、国のほうも提案されているかと思えます。

で、この小規模につきましては、一つは、都市部の小規模保育というのが一つあるかと思えます。

それから、もう1点は、過疎地域、特に離島、それから本当の過疎、どうしても通園等の手段としては、残さざるを得ない。そういう地域等も含みながら、全国で再度、少人数になって、保育園の当然、公立、市立、私立がありますので、運営等もありますので、そういった含みの中で、統廃合の繰り返しではなくて、廃止という形ではなくて、そういう小規模の保育園のほうも、または、幼稚園のほうも対策を練っていく必要があるのではないかと国の方策の中でうたわれている内容ではないかと思います。

そういったことも含みながら、佐用町も支援会議のほうで、当然、検討していきますが、私どもは、21年、22年から適正化に向けて、やはり将来ある子供たちの保育、または、そこに幼児教育を入れていくという中で、取り組んでいる内容でございますので、当然、連携を持った支援計画は、今後、推進会議の中では検討していきますが、適正化につきましても、皆様にも幾度となくご説明申し上げておりますけど、現在は、その適正化に向けては、統廃合、順次進めていっているような状況でございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上議員。

7番（井上洋文君） それと、今後、5カ年計画の策定が義務づけられているんですけども、地域の実情に応じた施策の内容ということが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、そこら、佐用町は、佐用町としてのですね、そういうほかと違ったような、この施策を考えていこうというようなことは、まだ、検討されてないわけですか。その会議の中で検討されていくわけですか。町としては、どんなんですか。そこらは。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 当然、全国同じ計画書では成り立たないと思っています。やはり佐用町独自の計画というのは、もう必要です。それは、当然だと思っています。

ただ、ニーズ調査につきましては、国のほうが最低30項目前後の項目があったと思います。この最低調査項目につきましては、行います。それ以外につきましては、佐用町独自のアンケート、ニーズ調査等を行いまして、独自性のある支援計画を立てたいなというふうに、私どもは思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 4ページで、農林水産業費国庫補助金、林業補助金で1,000万、これのどういう補助金かということで、それに関連すると思うんですけども、14ページの、

これが林業振興費で国庫支出金、その他からの振りかえというような形になっています。

これ、先の補正2号でも聞いたと思うんですけども、この時に、その他の財源、特定財源で1,200万ぐらいの補正2号でされたんですけども、この時に総務省の計画だということでも課長も答弁されて、それで、今回も農林水産の補助金ということで挙がっています。このへんの振りかえは、どういうふうなん、なっているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、金谷議員おっしゃいましたように、9月補正の時にお話させていただいたんですけど、ちょうど、あの時は、まだ、一般財源で予算を組ませていただいたということでもございましたが、その後、内閣府の関係で、私どもが出しました計画が取り上げられましたということで、それに伴う補助が1,000万円の限度としまして当たったということでもございますので、当初、いわゆる一般財源の分を、この補助金をもって組みかえをさせていただいたということでもございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） その内容で、その2号の時にね、課長は、その災害を減少させるようなことだと。これが、そのまま、今回の農林水産業のほうに変わったんか。

前の補正2号の答弁ではね、総務省のことで、今回、それが一般財源化から、今度、補助金が出るということで、今回の補正ですけども、計画自体は前、総務省。今度、農林水産省のほうの、その計画になるということなんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） やろうとしておること自体は、内閣の関係でもございます、内閣府というんですか、総理府の関係でもございますので、そのままでもございます。内容的には、ただ、財源として組みかえをさせていただいたということ。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） その内容についてね、前も補正2号の時にも聞いたんですけども、結局、どんなことに対しての補助金か、これ出るんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、私どもが考えて振興しておるのは地域再生ということでございますが、林業、主には林業関係を主とした考え方を計画の中に入れていきたいということでございます。

まだ、今のところ、そういった取り組みとしましては、スタートしたばかりでございますので、先般も計画をさせていただいたということでございますが、こちらは、プロポーザル方式によりまして、野村総合研究所のほうとの契約ということございまして、契約を済ませたということでございます。

この12月の25日に、そういった関係する方にお集まりいただきましてですね、方向性を出していけたらなということでございます。これも3月までに仕上げる計画でございますので、時間的には、あまり多くかけることができないんでございますが、何とか3月までの計画をつくっていくということです。

あとは、林業の中には、当然今、バイオの関係であるとか、それから地域のそういった広葉樹の問題であるとかですね、あと全体の総合計画ということでございますが、現実に進んでおる状況の中での住民との、どういった、森を守るとか、育てるとか、そういったことができるだろうかという話も含めて進めていこうということで、取り組んでいく方向でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 私は、先ほどの11ページの関連で尋ねたかったんですけど、子ども、子育て支援センター運営費の中の電算システム開発委託料1,240万の関係なんですけど、計画は町独自で、いろいろとしていくということは分かったんですけど、国が統一したシステムをするという、そのシステムの、もう少し内容なんですけど、住民には、どういう影響になるのかということも含めて、この100パーセントの補助金でやろうとしているシステム開発とは、どういうことなんですか。お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 国がシステムをつくられるのは、国本部。国自体は、当然、システム化をされますが、今回の予算計上につきましては、町の電算システム、町のシステムを開発。要するに変更する必要があると。で、そのやり方としましては、今現在、佐用町が委託業務をしております総合システムありますが、その改修をするのが一つの方法があるかと思えます。

もう一つは、独自に民間が開発されるシステムを、子ども・子育てのシステムとして取り入れる方法があるかと思えます。

で、両方方法あるんですが、その場合ですと、住基の関係、それから税関係とのネットワーク化が、また新たな問題が生じてきます。別システムを入れますと。

そういったことも踏まえながら、いろいろ調整させていただきましたが、佐用町の方針と

しましては、現在あるシステムを改修を兼ねて、そうしますと、連携等も十分いきますので、現在のシステム改修の費用として、概ね見積もりをとりましたら、この金額で補正予算が必要ということでございますので、国のシステムと連携を取るシステムでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） その連携なんですけど、保育の関係も介護保険と同じように、その国のほうから統括できるようなシステムにしていくということが言われていましたので、具体的に保育に関係して、こういうシステムを開発するというのは、先ほどのシステム、機械的な、そういうことではなくて、住民に対しては、どんな具体的な影響が出てくるのか。

例えば、保育料の問題であるとか、そういう具体的な関係は、考えられないんですか。この開発というのは、そういう影響も何もないんですか。ちょっと、分かり辛かったので、もう一度お願いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これは、あくまで町と、町がデータ管理と、それに伴います国との連携でございますので、保護者の方等につきましては、直接システム化になることによって、影響はございません。

ただ、流れとしましては、今後の例えば、認定こども園とか、そういう絡みございましたら、議員ご存知のとおり、申請の流れは、若干変わるかも分かりません。

例えば、今現在、公立の保育園でしたら、当然、町に申請をして、町のほうと、町が決定し、保育料も決定し、入園も決定しという流れになろうかと思いますが、これ認定こども園になりますと、私立の場合でしたら、今まででしたら当然、私立の申請、手続きで保育料、幼稚園料と言いますか、申請で賦課されていた、決定されていたと思うんですけど、認定こども園になりますと、今度は、町経由になりますので、そのへんの当然、流れは、制度としては変わります。

ただ、システムとしては、直接、このシステムを入れることによって保護者の方には影響がないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

はい、ほかに。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） じゃあ、お尋ねします。5 ページなんですけども、県支出金の中で土砂災害の通報システムというのが、今回、挙がっているんですけども、これは、どう

いうものなのか、内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これにつきましては、兵庫県から現在配信されております土砂災害の警戒情報、これを佐用チャンネルで自主放送するためのシステム改修費でございます。改修で、その補助金でございます。

これについては、歳出も同額で計上しておりますけれども、この内容については、5キロメートルメッシュということで5キロ掛ける5キロ、このエリアを状況によって映し出すということで、三つの表示をしております。赤とオレンジと黄色ということで、赤の場合には、現在、土砂災害警戒基準を超過しているエリアということで、そのエリアを出します。

それから、オレンジの場合には、1時間後の土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア。

それから、黄色の場合には、2時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予想されるエリアということで、これ佐用町なり、また、西播磨管内の画面として映し出すということで、これについては、26年の1月から実施していく方向で、この予算が通った後、システムを改修するということございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） そしたら、補助金としては、10分の10、全額ということになるかと思うんですけど、すいません。はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 先ほど申しましたように、補助率が100パーセントでございます。10分の10でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それと、水位なんかは、分かりやすくね、川の部分が移ったりして分かりやすいんですけども、この今の、ちょっと説明、私が、よう理解できないんかもしれませんが、画面でいうと、どういう位置に、どのように映されるのか。そのへん分かれば教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 先ほど言いましたように、その5キロメートル掛ける5キロメートルの一つのエリアということで、そこを色で色分けするということです。今、先ほど言いましたように、赤なりオレンジなり黄色ということです。

実際、見てみないと、私も、まだ分からないんですけども、そういうことで県のほうから聞いております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 12ページですね、風疹、15番の予防費の分でございます。この机の上ですね、説明書いただいてね、よく分かると思います。これ見たら、個人負担とですね、町の持ち出しと、ちょっと分かるわけなんですけれど、これは、どんなんですか。先に役場に何か、この一番上のんでもね、個人負担1,000円と、それで、町の負担が5,130円と載ってございます。これ先、役場へ申し込みしておいて、どこの病院でもかかれるんかということと、それとも、自分がですね、6,130円払っておいて、立てかえ払いしておいて、後で5,130円が返ってくるんか、そこらへんについては、どんなんでしょう。

それと、ここに挙がっておる予算、これ逆に、この単価で割ったら、何ぼの数を想定しておるといのが分かるんですけど、もし希望者がもっと増えた場合ね、この金額よりさらに増やしていく用意があるかどうか。そこらへんについても説明願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 風疹の予算につきましては、5月議会で補正を挙げさせていただきまして、非常に今年度は、全国的に風疹の感染者の流行ということで、各市町村、全国の各市町村が任意の予防接種でありますけど、個人負担、まあ言うたら、町負担。町が助成して接種の推進をしようということで、佐用町の場合も実質は7月からのPR等になりましたけど、推進をしたところであります。

流れとしましては、町内の医療機関につきましては、医師会と連携の中で、そこで個人負担を払っていただくことによって接種ができると。この一覧のとおりでございますので、ただ、風疹単体と、風疹と麻疹との二混の場合と若干違いますけど、そういった内容で医師会とは調整を図っておりますので、問題なしと。

それから、それまでに、4月にさかのぼって、これも計画させてもらいましたんで、そういった場合とか、町外の場合で連絡取れない場合は、償還払いというような形で対応できるということで、PRをさせてもらっておるかと思えます。

それから、今回の風疹対策の予防接種につきましては、減額ということでさせていただきました。

減額につきましては、15番の予防費の委託料と同じ15番の予防費ですが、20番の扶助

費でも減額を、これは償還払いを項目として、ここで挙げさせてもらっておるんですが、共に流行で、これだけ見込んでおったんですが、と言いますのは、単純にこれいきますと、委託料のほうでしたら、195万9,000円でございますが、当初398人予想しておったわけなんですけど、一時、ご存知のとおり夏場、風疹は夏場、7月頃、8月をピークに、だいたい終息していきますので、その後の、やはり接種の数が激減、予測よりしましたので、今回、実績見込み等も含めまして、300名の減額ということで、非常に高額な金額になっております。

また、新年度につきましては、同じようにね、また、当初予算等をお願いをしたいなというふうには思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） そしたら町内の場合は、どう言うんですか、役場へ届けてなくても、直接病院へ行って、例えば、一番上の分でも、6,130円要るんですけど、1,000円だけ出したらいいと。こういうことやね。

そして、町外の場合は、いわゆる立てかえ払いうんか、本人が6,130円払っておって、その後の5,130円を役場かどっかで、また、帰ってくると、こういうことですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康福祉課長（森下 守君） はい、そういう手続きを取るようにはしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） ここで関連でね、風疹の関係、6月補正の時はね、474人じゃなかった。県の補助金も2,500円掛けて。いや、数は、どうだったかということと、風疹は、対象者少なかったということで、扶助費含めて、今、分かりました。

そのほかの任意の水痘・おたふくかぜ、それから高齢者肺炎球菌、確かに、この前の全員協議会の中でね、説明があって、新たに町の助成事業とするというようなことがあったんですね。

それで、ちょっと確認したいのは、この補正予算の対象人数ですね。水痘・おたふくかぜ。高齢者肺炎球菌、それが1点。

それから、扶助費の関係では、風疹についてはね、4月遡及ということで、償還払いというのは、初めから50万円で聞いていたんですけども、水痘・おたふく。高齢者肺炎球菌の扶助費というのは何なのかね。これの説明。

それから後、任意の関係では、ロタウイルス等ですね、まだ助成事業のないものがありますけども、今、任意で町助成事業のない疾病ですね、その内容についてここで確認したいと思います。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 1点目の前段の人数でございますが、先ほど言いました委託料のほうで398人が補正予算で挙げさせていただきまして、扶助費、償還払いの分がございますので、償還払いも、今回は、26万1,000円減額しておりますが、そこが補正では76名を補正挙げさせてもらっておりましたので、総額では474名ということになるかと思っております。

それと、水痘・おたふくかぜの対象者なんですけど、今回、水痘につきましては、対象者のうち、これ全員なかなか難しゅうございますので、予算上は70名ぐらいを予定をしております。

参考に、水疱瘡でしたら、対象者は1歳以上、就学前の方になりますので、対象人数は概ね580名前後になるかかと、今現在、思っておりますが、予算計上としましては、70名前後を見込んでいます。

そういった形で、それぞれ対象年齢の中で、だいたい予測を立てまして、今回の補正予算という形で行っております。

それから、償還につきましては、先ほど申し上げましたように、今回につきましても、水痘・おたふく。それから、これ、おたふく等という形で補正予算挙げさせてもらっておりますが、法定化の予定、定期化の予定の予防接種を含んでおりますので、全部で今回は、水痘・おたふく、そしてロタウイルス、それからB型肝炎、四つの任意、お手元の表の二重丸が入っている4項目を、今回、委託料と扶助費に、それぞれ任意の予防接種ということで、町単独助成に挙げさせてもらっておりますので、償還払いも同じように4月までさかのぼってやらしていただくということで、提案をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） だったら、任意等でね、これ以外にメニューはもうないんですか。助成事業の対象となっていない任意の接種は、今のところないですか。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 任意の予防接種は、もっといくらでもあろうかと思っております。

今回、私どもが取り組みましたのは、定期化を発表しましたが、国が発表しましたが、まだ、定期されてない予防接種につきましては、佐用町としては、先を見て、任意の予防接種ということで、町全額負担で先行してやろうじゃないかということで、今回、補正に挙げさせてもらっています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 関連なんですけども、非常に分かりやすい一覧表を資料としていただいて、やっと佐用も、これだけ子育てというんですか、子供らの予防接種、任意事業について力を入れているんやなというのが明らかになってきているんですけども、今回の補正で出ている関係、対象者の予定人数なんかを、先ほど、鍋島議員のほうも質問されて回答があったわけですが、後残り以降、限られた3カ月間の中で、どうやって、この任意の予防接種始めましたということPRしていくか。

で、対象者の人数、今、580名のうち70名を想定ということで、そのあたりの啓発の方法ですね、それを、まず具体的に、1点お聞きしたいなど。

特に、乳幼児の場合は、いろんな形で保健指導の場で、保健師等が接する機会があるんで、そういう機会があるかなと思うんですけども、後段、予算で712万挙がってます、この高齢者の肺炎球菌ですね、これ多分、対象者、助成単価からすると1,000人規模の対象予定が挙がっているかなと思うんですけども、このあたりの対象者に対して、助成事業始めましたというPRですね、これをどのように予定されているのか。その点について、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 任意の子ども・子育て支援の四つのワクチンにつきましては、新生児、1歳までの方が非常に多ございますので、新生児の相談が保健師のほうで、随時かかわっておりますので、今回、補正がとりました、直ちに、そういった形で対応は、PR等はしていきたいと思っております。

それと、高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、今回、この予算がとりましたら、即、広報等に対応する段取りにしております。1月号広報でPR。それ以外にも、当然、放送等もございます。それから、佐用チャンネル等もございます。

また、高齢者の高年クラブ等がございますので、そういったことも含めながら、担当課としては随時PRはしていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

でね、今後の考え方なんですけども、一つは、全体的に、いろんな広報活動の中で、定着させていくというのもありかなと思うんですけども、特にその、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、これまで回答いただいたように5年間までが有効期限ということなんで、一つ考えられるのは、65歳以上を対象にするんだったら、節目接種、変な言い方ですけどね、65歳になった時点で個別通知をして、で、すれば、意外と漏れなく5年間、5年間でやっていただけるような、ある程度の定着化が図れるんじゃないかなという思いがあるんです。

で、あくまで任意なんでね、個別通知するまでができるのかどうかというのは、僕は、分からないんですけども、できれば、そういう機会に65歳になられた時に、こういうようなものが、65歳以上の方、対象になりますよと。これは5年間有効ですということになれば、意外と、年がいても節目節目で、その接種をしなければいけないやなというのが、自分の記憶の中にある。残っていくと思うんですよね。だから、よりワクチンの接種というのが有効になってくるん違うかなと思うんですね。

これ、助成事業始めている本来の目的は、医療費の抑制ですから、やっぱり、そこに結び付けていくためには、始めたものを定期化していくというのが必要だろうと思うんで、そのあたりの考え方、当然、今の段階ではないと思うんですけども、一つの方法として考えていただいたらなと思うのと。

それと、もう一つは、乳幼児の予防接種の関係の、今これ想定されているのは、全部、単体ワクチンで想定されていますけども、前もちょっと意見をさせてもらったように、ある程度の混合化ですね、これについては、医療機関なんかとの調整というか、協議された上で単体での接種を予定されているということで、よろしいんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 1点目のPR方法につきましては、今後、いい方法を、いろいろ検討して周知をしたいと思っております。

それから、混合ワクチンにつきましては、ご存知のとおり、過去にも混合ワクチン、いろいろ国の厚労省のほうも許可した中でも、この風疹、麻疹の時にも、議員ともお話の中で出たかと思えますけど、やはり二混から三混に一時した時に、非常に大きな副反応が出まして、1年少しで、確か中止になったワクチンもあったかと思えます。

非常に、日本の厚労省のほうは、そういう審査といいますか、検査に非常に厳しい機関でございますので、今回の、このワクチンにつきましても、今現在、保健師とも相談し、医師会とも調整をした中でありますけど、安心な、この単体ワクチンということで、非常に1年の中で調整をする期間が限られてきますけど、なかなかまだ、国のほうも三混、または四混という形のワクチン等も、まだ、指定といいますか、許可下りてないないというふうに、僕も聞いておりますので、佐用町の場合は、今現在の段階では、方針としては、単体ワクチンで進めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 8ページ、34の庁舎の整備費、土地の購入でございますけれど、今、どう言うんですか、4年前の水害で河川復興局が5年間という期限の中です、河川広げるために、いわゆる田んぼや宅地とか買ってですね、べらぼうな値段で上がっています。

しかし、皆さん、ご存知のように日本はデフレ状態の中でね、10年、15年、土地も物も物価も上がらずに、ずっと推移してきました。最近やっと、アベノミクスとかいうようなことで、銀座とか、大阪のほうでは土地も上がりだしました。

しかし、佐用ではね、私が聞きたいのは、水害が来る前の、いわゆる基準値価格と、今現在、25年度のね基準値価格は、土地幾らだったんかということですね。この宅地なんかも、近畿電気のところなんか買っておるんですけど、そこらへんについては、これ、役場の財政が買ったんかどうかわかりませんがね、いわゆる水害前と、今現在の基準値価格というのは何ぼで、そして役場は、何ぼの、どっちのほうを取って買ったんかということ、ちょっと教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この土地の購入価格につきましては、税務課が持っております再建築価格にて購入をしておりますので、今の河川改修のですね基準価格ではなくて、現在、我々が持っております、町が持っておりますね、税務課の再建価格というもので購入をさせていただくように話をしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） それでね、それだったら、いわゆる県の復興局の場合は、5年間という期限の中でね、高い価格で買って、今、役場がやっておるということは、それと違った、そうやってやっておるということは正当なんですけれど、そのきんでんなんかについてはですね、やはり土地を、そこで、誰か買ってくれへんかと待っておったと思うんですよ。それで、そういう需要と供給の取り引きもあって、買ってくれるかと言ったら、3万円のんが2万8,000円になるかも分らんし、それで売ってくれと言ったら3万円が3万2,000円になるかも分らんけどね、きんきのほうだったら、ある程度ですね、そういう価格の中でね、安く言っても売ってくれるんじゃないかという気はするんですよ。

そこらへんの交渉の経過については、どうであったんか。そこらへんについては、どうでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） ごめんなさい。ちょっと言い間違えまして、建物については、再建築価格で買わせていただきまして、用地につきましては、基準点を設けた中です、われわれの平米当たり単価を出しまして、それで買わせていただいたということになって

います。

で、この価格はですね、そういうような、いろんな地点を設けてましてね、3地点ぐらいを設けてですね、その中から計算をして出してきた平米単価を使って購入したということになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 3点ぐらいなねやつを設けて、そのやつで単価を出したということでございますけれど、きんでんとしてはですね、跡地の需要がなくなってですね、持っておれば固定資産税とか、まあ言えば重荷になるわけですよ。ですから、単価が坪ね、今現在、ちょっと調べてみたら、長尾のほうでも宅地がですね、坪で10万から12万と。そして、この駅前のほうでも、12万か15万というようなことを、ちょっと、そういう土地をいらっおる人にも聞いたりしながら、ちょっと聞いてみたんですけど、ある程度、きんでんはですね、佐用町の人とは別としてね、関西電力の、そういう法人であって、そんなに普通の人と違ってですね、その単価、3点の価格をはじき出したとはいえね、それより、もう少し安くでも交渉すれば乗ってくれるんじゃないか思うんですけど、そこらへんについては、どうでしょう。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 平米単価は3万7,000円で買っているんです。平米単価3万7,000円でね。

ですから、今おっしゃった駅前が12万から15万の中には入っておると思うんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 土地価格はね、それぞれお相対で交渉で価格を決めるということ、これは民間では、そういう話もあるんですけども、しかし、町としてはですね、当然、必要な用地として買収させていただくということで、その中での、これまでの近隣の取引価格、また、その土地によっても道路に面している。また、造成がきちっとできている土地、できてない土地、いろいろと条件設定があります。それによって、プラスマイナスをしていく形で価格というものを算出していくわけです。

ですから当然、きんでんも資産として持っておられるんで、個人の物ではない。だから、じゃあ町が、もっと安くしてくださいというて、じゃあ、安くしましょうというようなね、そんなものではない。やはり、基準で決めた価格、算出したものを、根拠を持って、会社としても役員会なり取締役会にかけられて、この価格で、じゃあ売却をするということで決められているわけです。それをしていただくための、私とも、この価格でという算出単価というものを算出してくる根拠をつくって交渉をしているわけですからね、相対の、全

くの個人個人で話をしているわけではございませんので。はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

5 番（金谷英志君） 同じところで、その土地の公有財産の購入費で、先ほど町長は、必要なものを購入するんだと言われました。その庁舎整備計画の中では、駐車場で、きんでん跡地については、総計 32 台の駐車場の確保。それは必要だということ。建物については、どういうふうな活用されるお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、建物がついてます。で、それは、当然、その価格を、先ほど課長が言ったように、建物についても減価償却したものを、幾ら残存価格があるかということで買ってますけどもね。それを、どう活用するか。これは、それがあから、まず、目的は土地を買うということ。そのある建物については、倉庫、車庫、こういうものは、あと庁舎の整備の中で、うまく利用できるということで、これは利用していきますし、それから、事務所についてもですね、一応、建物として使って、事務所として使える建物がありますので、これも当然まあ、その価格でもって買ってますのでね、町としての財産になります。

だから、これをいかに今度、活用するかということで、これ建物、目的は事務所としてつくられておりますのでね、あの形態でできるだけ使えるように考えたいと。

利用については、どういう、そこに課なり、町の事務所として使うのか。団体の事務所を使うのか、それは一応、検討はしておりますけれども、まだ、決定はいたしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 整備計画の中、全体では、その倉庫なり使うか、どういうふう、この含めた中で計画だしておりますから、当初その、今まだ決まってないと言われましたけれども、中でやっぱり必要だからということでは、土地の上に建っているものですから、おまけいうたらあれですけど、そういうふうなもので、むしろ町としては、土地自体、駐車場整備の関係で必要、割合としてはね必要が多くて、建物自体は、それほど活用できるようなことではないという整備計画、庁舎増築の整備計画の中の位置づけだったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの建物があるからほしいと。町として必要だということではありませんでした。当然。

道路として、向こうの、一番橋がある表の道路からの整備をすれば、非常に庁舎としても、皆さんに便利に使いやすい全体の整備ができるということと、それから土地の、あれだけの面積によって、駐車場も確保したいと。

しかし、そこに建物もついていますからね、それをなしでというわけにいかない。ついてるものも一緒に買収するという事は、これはきんでんととしての、これは条件ですから、それは、必要な算定価格で、これも買収するという事で買っております。

特に、車庫とか倉庫、これはどっちにしても、非常に、元々そういう工事用の、そういう倉庫等なり車庫につくっておられますので、今、マイクロバスとかですね、そういうものまで全部入るので、これは非常に町としても利用価値が非常に高いという形で再利用、そのままさせていただきます。

それから事務所についても、何とか、あの事務所を有効に活用したいというふうには考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 関連なんですけど、庁舎整備事業費の、その土地購入費、庁舎を建設するために駐車場確保の土地購入費、今回は 7,710 万円ということと、建物購入費 5,190 万円なんですけど、これで結果的に補正が何度か挙がってきましたので、庁舎建設にかかわって土地購入費は、総額では幾らになるんでしょうか。ちょっと改めて、今回の購入費で、もう全て予定していたところは購入が済みましたんでしょうか。

その点が 1 点と、それから、先ほどから出ている建物購入費で、土地を購入するのが目的で、その建物がついてきたいということなんですけど、事務所として活用できるというふうに町長は回答されたんですけど、この建物は、築何年なんですか。そういった活用ができるものなんですか。お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 土地の購入費でございますけれども、用地費といたしましては 1 億 2,600 万余りになると思います。

それからですね、建物の築何年なんですけれども、これはちょっと、今、資料がございませんので。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今回、きんでんさんの今の土地の買収費、土地が 7,710 万。それから、既に個人の土地の田ですね、農地だった分、あの部分が約 1,000 平米、これが 3,000 万余りだったと思いますね。それから、もう一つ、この宅地、個人の家がありました。こ

れを買収をしております。これで、全部の予定、計画している土地は、全て買収が完了をするということです。

ですから、土地の費用としては、そういう個人の家の分については、建物ですね移転補償という形での補償費、そういうものも含めておりますので、純粹に土地代としてだけお支払しているものではございません。

だから、総額で、

〔企画防災課長「土地代だけで1億2,670万です」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 土地代として1億2,600万ですか。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 建物の活用については、その耐震化であるとか、いろいろ公共施設として使う場合には、そういったことも必要だと思うので、いつできた建物なのか、そういうことがきちんとなっているものなのか、ちょっとお尋ねしたかったんです。

〔町長「はいはい、それは、答えます」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 当然、建物は、私も、はっきりとした、何年というのは記憶してませんけれども、できてから、まだ、17、18年ぐらいな建物ではないかと思えますから、耐震基準、新しい新耐震基準でつくられておりますのでね、そういう構造的な問題とか、そういう問題はございません。そのまま活用することはできます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 次のところで、13ページ農林水産業費の中の農業振興費委託料200万測量調査設計委託料ということで、初めて挙がってきているので、この内容について説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この200万でございますが、これにつきましては、測量調査ということで、今、私どもが考えておりますのは、南光にバイパスができておるとい、あのバイパス沿いにですね、農産物の直売所等のそういったものがないだろうかという

ことで、今、思っております。その基本設計をお願いしたいということでの 200 万でございます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待って、平岡議員、3 回終わりましたんで、後でお願いします。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） さっき 3 回だったんで、ちょっと町長がおっしゃったことの後、ちょっと言われなかったんですけど、確か向こうも、それは取締役会があったりして、その今いう平米当たり 3 万 7,000 円というのがね、正当価格であるとしてもですね、役場はそれは、営利目的とした会社じゃないんですけど、その長尾のね、高校の西にあった土地、山本さんに話があったところでもですね、そんなに高くはですね、手放していないわけなんですね。

ですから、私が言わんとすることは、みんなが汗水たらして納めた税金であるからね、やはり交渉によっては、3 万 7,000 円がきんでんが、後ここでいつまでも持っておって困るというのであれば、3 万円でも買えるかも分かん。ですから、そこらへんを言うておるんです。

ですから、そういう交渉のことによってね、もし、それでしてくれるんだったら、税金は、皆さんの負担が、ちょっとでも安くできるわけで、そこらへんをね、町長が、各地区回って、説明会、町長懇談会された時でもですね、合併 10 年過ぎたら、こんだけ国の 10 年の交付税が減ってきて、財政が大変なことになると言われておる中でね、やはり、そういうことを、やっぱり前提に交渉をね、やっぱり総務課長や副町長が、そういうアドバイスするなりしてでもね、やっていただきたいということをおっしゃるんですよ。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そんな高く買うつもりはございませんし、できるだけ安くね買えるようには努力してます。

ですけども、きんでんとしてもですね、この相場、3 万 7,000 円、坪にして 12 万 2,000 円、あの土地でですね、決して私は、ほかの今現在ね、ここの文化情報センター買収もしました。ここの裏の土地の駐車場なんかも庁舎としても買収してきました。

そういう価格と比べてですね、決して高くないように、そういう中で算定してきて出している価格です。

12 万 3,000 円というのは、私は、造成をして、あれだけの広い道に面した土地で、きちっとした真四角な土地で、そういう条件から見てね、決して、その価格として、そういう今言われるように税金の無駄遣いというようなものではないと、そういうことは考えてやっておりますので。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 私は、何も無駄遣いと言いませんよ。

町長（庵逄典章君） だから、交渉はしてます。ちゃんとね。その交渉はして、中で決めてます。

3番（岡本義次君） ですから、交渉した中でね、少しでも、その価格より安くしてくれと言った場合、向こうはしてくれるかどうかということ进行を問うとんですよ。

町長（庵逄典章君） だから、そこは、そこまで交渉して、じゃあ、幾らでも安くというわけにいかないわけでしょう。じゃあ、誰が交渉するんですか？

それは、私が、最終的にね、きんでんとうこういう形を出して、それで向こうが了解をしてもらって初めて成立する話ですからね。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、さっきの。

〔新田君「ちょっと、わし一言だけ言わしてくれいやい。あれらばっかり」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと待ってくださいね。

さっきの後、次行きますので。さっきの続きが、ちょっとあんまり飛ぶと、ちょっとややこしくなりますので。

〔新田君「ちょっとは遠慮せいやい」と呼ぶ〕

17番（平岡きぬゑ君） すいません。

〔新田君「なんどいや、はいはい、はいはい言うて、そこで手ばかり挙げて、お前（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

〔新田君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。私が、整理してますので。

〔鍋島君「議長、ルールつくって」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

〔新田君「（聴取不能）、あっかい。そんなん。均等にさせなあかんは、そんなんもん」と呼ぶ〕

[鍋島君「議長、（聴取不能）」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、いいです。はい。

[新田君「何でどいやい。おかしいやないですか」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。
私が、整理しよんですからね。

[新田君「ずっと手、こないして、ずっと挙げとってやで、ずっと言うトンやもん」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） いやいや、先ほどの話の続きがあったものですから、3回過ぎましたので、岡本議員に変わりましたが、何人か飛ぶと、先ほどの話の続きがややこしくなりますので、平岡さんという指名を、私がしたわけです。

2 番（新田俊一君） 平岡さん挙げとったんじゃけども、岡本君が、たてとって話したんじゃあな。それを止めるだったら、まだ、分かるけども。

議長（西岡 正君） はいはい、もういずれにしても、平岡さん、どうぞ。

[新田君「何で、そないなことするんや」と呼ぶ]

17 番（平岡きぬゑ君） 3回目だったので、継続してお尋ねしたいんですけど、13 ページの委託料の 200 万、先ほどの課長の回答では、徳久バイパスのところ、特産物の直売所の計画をしていると。そのための委託料ですという回答だったんですけど、現地、橋からバイパス、トンネルに抜けるまでの間、坂になって、そういった特産物直売所ができるようなところというのは、ちょっと、下からでは分かり辛いんですけど、具体的には、どのところを想定して計画をしようとしているのか。その点、お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） これはですね、これから、そういう佐用町にとって、農業を振興したりですね、いろいろと土地の活用をしてく上で、生産物ですね、加工品含めて、直売所というものが必要ではないかと。

今、各旧町で、三日月味わいの里、また、上月のふれあいの里、道の駅ひらふく、南光の、特に三河のですね、ひまわり館、これは非常に交通量も少なくでですね、場所的にもですね、どうしても経営的にも売り上げも伸びないし、あそこでは整備はできない。

そのことを考えた時に、新佐用町として、拠点になるですね、そういう施設を設けたいなというのは、以前から考えておりました。

で、その中で、今回、徳久バイパス、ああして今、着工を、いよいよしていただいてですね、2年後には開通をします。あの徳久バイパスが国道 179 号、佐用町の現在を貫くですね、一番メインの道路になります。せっかくあれだけの大きな投資をしていただいて、

道路ができますのでね、その道路をうまく活用できないかというのが、私の、そういうことを考えた中で、あの場所を見に行っても、ここならひまわり祭りの時でも、非常に場所的にも近い、交差点が新しくできて、そういうお客さんの誘致においてはですね、非常に場所的にも適地であると。

それで、あの上はですね、今、平岡議員も上がられたことないんかもしれませんが、下から見ればですね、高台になってまして、あまり広く用地がないように見えるんですけども、あそこに上がって見ればですね、かなり広い農地があります。

そして、しかも農地もですね、かなり耕作放棄されたようなところもあってですね、たこらになってしまったようなところもあり、ほとんどが水田じゃなくなって畑作でやられるところが多いんですけども、その中を道路が横断していくわけですけども、全体の広さでね、かなりの元々、あそこの田として2町歩ぐらいの土地があるところなんです。そこをですね、そういう土地利用ができないのかと。地域の人、皆さんが、そういうことで賛同していただければ、土地をみんなまとめてですね、きちっと、あそこは、ほ場整備も何もできてないところで、非常にまあ、個人個人の土地としては、道も十分な道がないというようなことになってますのでね。そういう話を、私のほうで、地域の方に、一部、自治会長さんたちにも、こういうことで、町として、いっぺん考えさせてもらえないかということをお話をさせていただいております。

で、これからの、まだ、全くの新しい話ですね、一応、皆さんにも、できるかどうか、どういうものができるかというのを、まず、つくって、皆さんにお話ししないとはですね、皆さんにおいても、地域の皆さんにおいてもですね、理解なりお話もできないので、一応、そういう可能性は、私はあると、非常に適地であるという、私自身の感触なり判断をしましたので、今回、各担当課のほうに指示をして、その調査をし、また、施設の、どういうものが可能か。設置が、その場所のできるか。そういうことを今回、計画をしていこうということ、今回の予算を挙げさせていただいております。

ただ、新しいものと、今までの直売所だけじゃなくって、私の構想としては、当然、農産物、生産物の直売所と同時に、商工会なんかに話をし、一部食事も、そういうできるようなものを、何か、同じように、そこに一緒に設置ができたらいと思っていますし、また、斜面が非常に南向きの斜面が大きいのでね、非常に日当たりもいいところです。ということで、太陽光の発電なんかも取り入れてですね、その施設を太陽光の電力で賄ったり、それから、農業生産として展示ハウスのような、モデル的なものを、そういう太陽光発電を使ったようなものがないかと、ハウス栽培ですね、その冷暖房、そういうものにも、そういう新しい自然エネルギーとして、今後、方向としてはできないかというようなことも、今、検討してほしいということで、担当課のほうには、指示をしております。

面積としては、1.5ヘクタールぐらいの土地がありそうなんですけども、ただ開発工事としては1ヘクタールぐらいまでが、一つの基準で、それ以上になると、非常に厳しい、いろいろな開発規制がありますので、それぐらいの土地がまとまればですね、ちょうど、法覚寺からトンネルを出たところの土地ですね、その土地で、そういう施設を考えていく、いけるというふうに、今、考えておりますけども、そのための、まだ、できる、確実にですね、それが実施できるかどうかというのは、まだまだ、これからの話ですけども、その基本計画といいますか、構想計画、構想をつくるためのですね、予算として何とか、皆さん、お認めをいただきたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

17 番（平岡きぬゑ君） 今回の回答に合わせて質問なんですけど、確実にできるかどうか、今から構想だということなのですが、年度的には、この度の補正で挙げられましたので、どういうふうに、期限的には、期日というんですか、完成を目指すのですか。

そこらへん、まだ、地域の方も誰も知らない状況もありますし、そこらへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） ご存知のように、今の、基本的にバイパスができるということで、このバイパスの、今、建設工事に合わせてですね、そうした開発をしたいということです。

ですから、道路が完全にでき上がってしまいますとですね、進入する場所とかですね、造成する高さ、その道路との関係でですね、非常にまあ、できたものを壊すというわけにいきませんし、後から、そういう県に道路からの進入場所を設定して、そこと調整していただくというわけにいかなくなります。

ですから、今回、補正で挙げさせていただいたのは、何とか、県の今のバイパスの工事と、設計上、うまく調整できるところを調整していただいて、基本的な造成をですね、その手戻りのないように、後戻りしないように、無駄なお金を投資することのないようにですね、やっていけたらどうかと。やりたいということで、早く構想だけは出して、そして、地域の皆さんの理解があれば、県との、そうした基本的な造成工事の、その調整を、先やっていくと。

その後、その施設の建設については、いろいろな補助金なり制度もあります。そういうものをうまく活用をしていきたいと考えておりますので、2年後にね、バイパスが開通するわけです。できれば、それは2年後にですね、そうした施設が、同時にオープンできれば一番いいなど。最短では、それは考えて努力はしたいなど思っているんですけども、それに間に合うかどうかというのは、今の段階では、当然、分かりません。

ただ、やるからには、今のバイパスをうまく利用できるような、あの施設にしたいということなんで、できるだけ早くね、その基本的な構想をまとめたいということでございます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） ちょっとこれ、恥ずかしい話なんですけどね、一覧表こうずっと予防注射の見せていただくんですけども、右のほうには生活保護者、ずっとこう無料なんですか、これ、何ぼか分からないんですけども、これ大事などこのインフルエンザなんかのあれ、小学校、中学校が、これ、全部そのまま何かお金が要る、3,500 円ですか。要るようになっているように思うんですけども、これ、一番大切なのは、やはり小中学校の子が非常に大事なんじゃないかと思うんでね、そのへんのところは、どうなっているんですかね。ちょっと、お教え願いたいんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今現在、有料化、個人負担をいただいておりますのは、任意予防接種の風疹、麻疹、そして今回、提案させてもらっております、水疱瘡・おたふく・ロタ・B型・高齢者・肺炎球菌の任意の予防接種と、高齢者の方の任意予防接種。定期化ですけども、高齢者のインフルエンザ。今、ちょうど、今日も調べましたら、この冬、一番今、ピークで3,000何人、今現在、予防接種されているということなんですけど、高齢者のインフルエンザにつきましては、これも1,000円いただいておりますが、それ以外の子供さんの定期化されている予防接種につきましては、全て無料でございますので、

〔新田君「えっ」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） 個人負担は無料でございますので。子供さんにつきましてはね。

〔新田君「子供いうて、その」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

2番（新田俊一君） 子供いうて、それ何ですか。その小学生、中学生。それ、中学生まで全部無料になっておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、答えてください。

健康福祉課長（森下 守君） ここの挙がっているとおり、定期化されている予防接種につきましては、子供さん、乳幼児から高校1年生まで該当する、いろんな定期化予防接種されておりますけど、無料化をしておりますので。定期化分につきましてはね。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） ちょっと、それおかしい。医者行って、金返してもらわなあかん。うちの子らなんか、皆3,500円払うてうって来ましたよ。何で、そんなおかしいことになるんですかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 議員のほうで予防接種を受けられております高齢者インフルエンザですか？

〔新田君「子供」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 子供、子供。

〔新田君「小中学校の」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） 定期接種されてないものにつきましては、当然、利用負担、個人負担が要っておりますので、医療機関のほうで任意で受けておられる予防接種につきましてはね。

〔新田君「えっ、もういっぺんええがい言うて、分からん。さっぱり分からん。言いよつてのこと」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） 町のほうで、今現在定期化して、無料化で個人負担が要らない予防接種というのは、こちらの表の中断から下が、全部無料化をしている予防接種の項目でございます。無料化のね。

この項目に載っていない項目につきましては、全て実費になっております。はい。

〔新田君「僕とこの孫が3人行ったんやけどね、3人とも3,500円取られました」と呼ぶ〕

〔町長「何の予防接種されたんですか」と呼ぶ〕

〔新田君「インフルエンザ」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） インフルエンザは、私どもも受けるインフルエンザでございますし、それから子供さんが任意で病院のほうへ行かれておりますけど、これは実費負担になっておりますので。

〔新田君「実費負担になっとん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ほかにありませんか。
ちょっと待ってください。

〔新田君「えっ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっとだけ待ってください。3回過ぎましたので。
ほかにないですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） では、お尋ねします。

9ページなんですけど、金額的に言うと、大変少ない金額ですが、放送施設の管理運営費で光熱水費電気料が2万円と出ているんですか、なぜ今頃に、ここだけ出るのか、ちょ

っと不思議なので、これの内容説明をお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） これにつきましては、無線の中継局、拡声子局があるわけですが、中継局、大撫なり多賀とか、丸山とあります。それから、簡易中継局が、本郷なり真盛、東大畑ということで、それから、拡声子局も 40 カ所、これ旧町からあるわけなんですけれども、これの全体の中で、当初 17 万 4,000 円予算を置かせていただいたんですけれども、その中で、電気代等の需要が 2 万円、ちょっと不足したということで、19 万 4,000 円に、今回、なっております。

なぜかと言われると、電気、当初予算の、ちょっと見積もりが少なかったということになるかということです。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 値上げ分とは、これ電気の分になりますかね。水道も含めて、全部。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 電気代でございます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） これは、そしたら、電気代も値上げになったりしたと思うんですけど、それらとは、関連してないんですかね。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 実質、その値上げがどうかいうより、全体の中で、拡声子局についても、40 カ所ございます。その中でも、少しずつの多かったり少なかったりする中での調整の金額ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） そしたら、新田議員、先ほどの続き。

2 番（新田俊一君） この項目には、きちっとしたこと挙がってないんですけども、小学

校費ですか、これ、教育費のところで小学校費があるわけなんですけども、ちょっとこれ、教育振興費の中で、児童就学援助費というようなもんも入っておるわけなんですけども、これは、どういう援助されておるのかなということもお聞きしたいんですが、前に、教育長にお尋ねした時に、不登校は、30日経ったら不登校やと、僕に、きつい言葉返してきたのはね。しかし、そういった子供たちが、ずっと不登校で、そのまま、ずっと来ておる、そういうことの手当ていうんですか、あれ何ていうんかね、カウンセラーいうんですか、先生が来て、どうのこうのするとか、そういったようなことのお金かかるの載っておったらええのになと思うんですが、それのことないようなんですけども、全然、そういう動きもないわけなんですけども、そういうことは、どうしてですかね。それ。ちょっと、お尋ねしたいんです。

議長（西岡 正君） ちょっと、今、補正とは、ちょっと関係ないんかなと思うんですが、答えられればお願いします。

教育長（勝山 剛君） 不登校に関係してのですね、ことについては、こういう就学援助とか、そういうことはございません。

現在、上月支所のほうに適応教室を設置しておりますけれども、そこも指導員を置いて、これは、そこでの学習については、無料でありますので、そういうたぐいの就学援助ではございません。

この就学援助の中身につきましては、課長のほうから説明申し上げます。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まず、最初に、ここに予算で組んでいる就学援助のことを、ちょっとお答えしたいと思うんですけども、これは、要保護、準要保護の世帯の方に対して、主に内容はですね、学費の補助なんですけども、そういう方に、大きなのは修学旅行の支援とか、給食費ね、これが大半です。

これが、今回、見積もり、想定した児童数より各全体で小学校でいきますと、十数名程度ですので、各学校に一人か二人というような平均で減ってきたということなんですけれども、言われているように、これとは別の不登校児童とかね、そういう者に対する支援は、どうなっておるのかということですね。

それは、今、教育長からお答えしたように、一つは青少年育成センターの中にも包括しておるんですけども、上月支所の中で、その子供たちを預かって、勉強等を教える適応教室です。というのがあって、そこに通ってくる子供で、何とか、学校に復帰しようと、そういう指導をしているのと、今、青少年育成センター、3名体制ですけども、当然、30日以上にならない子、19日とかね、そういう子もいます。そういう子は、特に、青少年育成センターの職員がですね、そういう事情をお母さんと相談したり、お父さん、お母さんと相談する中でね、学校の先生を交えて、そういう方に、そういう子供については、不登校となっていないですけども、そういうことにならない、なる事前の協議もね、させていただいております。

だから、その金銭的にね、そこに支援しているということはないわけですけども、そういう体制的には、そういう子供たちにも、そういう指導体制いうんかね、関係者が対応できるような体制は取り組んでおります。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

2番（新田俊一君） この扶助費ですか、こういうようなどこへでも入れてきて、そういう、その上月に、そういうところがあるのであればね、ちゃんと、それは公にして、どつとするのもどうかとは思いますが、そういう家族には、こういうことがありますけど、どうですか、何とかいうて、ちゃんと問いかけるのが本当じゃないかと思うんです。そういったようなことが、こういう補正予算でも挙がってないからね。9月からこっちやから。

それで、そういう話、担任の先生が、たまにみえておるみたいなんだけれども、それだけで、ほんまに、その子供が、不登校がなくなるのかなと。ちょっと、同じような状況が続いてきよるわけなんでね。

だから、そういうところがあるんだったら、こういうとこで、ちょっと明日どうですかというような話もあってもええんじゃないですか。

それで、扶助費のとこなんいかで、お金が予算で挙がってくれば、ほほん、こういうとこで使ってくれよんかなと僕らも思うわけですが、何か、そういうあれが、どうも見えないからね。

議長に怒られよったけども、僕の質問あかんちゅうて言いよったんやけどな。これと、ちょっと関連しておるから、こういうふうにお聞きしておるだけで、相当長いこと、休んでおるんやけどね。もう、全然行こうとしないというんか、そういう格好でおるんやけども。

もう、何や、教育長は3カ月たったら、1カ月でもう、不登校やと言いよったけども、もう4カ月ぐらいが来よるんじゃないですかね。

それでも不登校じゃないということなんかね。その人に、何で、そういう手を差し伸べていけないんか。どないなっとんですかね。学校の（聴取不能）とは。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと、分かりにくい部分もあるんですけど、一つは、児童の就学援助については、経済的に、非常に苦しいと。そういう方に対する援助と、こちらへ置いていていただいて、不登校についてはですね、不登校という言葉は、僕、あまり好きじゃないんですけども、今までにも、いろんなお話をしておりますように、例えば、二人、三人いたら、全て原因というのか、それが違うわけです。

例えば、経済的な家庭の理由で不登校になっていくと、こういうこともあり得ます。

それから、経済的には、普通裕福であったとしてもですね、家族的な、いろんなトラブル。また、子供とのトラブル、それから先生とのトラブル、いろんな理由があります。これは、児童の就学援助とは切り離して考えて、その中で、例えば、長期、初めのうちに1週間休んだ、2週間休んでいると、そういう状況の中で、学校と保護者と十分話し合いをしながら、何が原因なのか、それを見つけながら、ひょっとしたら学校よりも、今、課長が、私も言いましたけれども、適応指導教室、そういうところへ行って、個人的に指導を受けながら、子供と友達との解決が図れる気持ちになるとか、そういう支援をしながら学

校へ再度登校できると、こういうことを適応指導教室は、一つの目的として持っております。

ですから、今現在、休んでおられる子供さんが、じゃあ、学校へ行かない。行きたくない。そういう思いの中で、じゃあ、適応教室があるから行ってはどうですかという、そういう指導もしなければならぬのですけども、そのタイミングというのが、非常に難しいわけです。タイミングが。それは、子供さん、一人一人の個々の気持ちの問題。また、保護者の、それも支援がなければなりません。

今、家ばかりにいる子供さんが、学校へ来たくないと言っている。じゃあ、こっちだったら行けるという、そういうね、いっぺんお母ちゃんと一緒に行ってみよかとか、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に行ってみよかとか、そういう一つの、いろんなかかわりの中で、子供さんが行くという思いにならないと、無理やり連れて行ってもだめなわけです。

だから、そのへんをね、やっぱり子供さんを中心に保護者や学校や、また、適応教室の指導員や、そういう話し合いの機会をね、今後、持っていくような方向も考えられると思います。

議長（西岡 正君） はい、かなり質問が横へ行ってますので、元へ、12 ページの話で、まだ、ありますか。

〔「休憩しまようや」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） いや、ちょっと待ってください。

〔新田君「えっ」と呼ぶ〕

〔「休憩しましょうや」と呼ぶ者まり〕

議長（西岡 正君） ちょっと待って、12 ページの予防のことで質問されたんと思うんで、それに関してありますか。

2 番（新田俊一君） もういいです。もう1回だけ言わせてえな。

議長（西岡 正君） はい、あと1回大丈夫。

2 番（新田俊一君） あの、

議長（西岡 正君） 立ってお願いします。

2 番（新田俊一君） 教育長ね、僕、こういうこと言いたくないんやけども、予算は、どこに入っておったっていいんですよ。そういうものが、ここに明示されてきてないから、そういうことに、ほとんど手つけておってないんだらうなど、僕は、そういうふうに感じたわけなんですよ。

それで、4カ月も5カ月も、そういうことになっておるのに、そういったような話は、どうもしておらないように思うんです。

これはやっぱり、もうちょっと考えて、いろいろやってほしいなと、そういうように思

うわけなんですけどね。

言うたら、あんたらが、ちゃんと先生と、（聴取不能）せいうたって、ちょっと、そういう話が、状況がないのに、そういうことは絶対できないわけでしょう。

だから、そういうところ、ちょっとお願いしたい。

議長（西岡 正君） はい、ちょっとほな、教育長、要望として聞いておいてください。

教育長（勝山 剛君） 先ほども申しておりますように、長期欠席、不登校になっている子供たちのための就学の援助、これはありません。ありません。

しかしながら、先ほど来言ってますように、いろんな形で、その指導をしていこうとするための適応教室であるとか、それから中学校4校と、それから小学校1校にはスクールカウンセラーを配置している。こういう中での支援というか、これはしております。

もう一つ、新田議員おっしゃることが、分かりにくい部分もございますので、また、お話を聞きたいと思います。

議長（西岡 正君） ここでしばらく休憩したいと思います。

あの時計で、議場の時計で10分まで、11時10分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） 全員おそろいですので、休憩を解き会議を続行します。

一般会計について質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

1番（石堂 基君） 17ページの今、新田議員が質問された就学援助のことについて、ちょっとお聞きしたいんですけども、要保護、それから準要保護ということなんですけれども、これ今回減で小学校も中学校も挙がっているということは喜ばしいことなんですけれども、これ、だいたい何人ぐらいいらっしゃるんですね、それが1点と。

それと、前に私、この修学旅行の費用が2、3万円ぐらいかかるということで、そのことについて立てかえをされるというような保護者の方、大変なんですけれども、そこらの件について、立てかえしなくてもいいような方法があるんじゃないかということでお聞きしておったと思うんですけど、その時に、どういう回答だったか、ちょっと私、忘れたんですけど、その2点を、ちょっとお聞きします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在、就学援助、延べですけども、途中で結婚されたりして就学

援助しなくてもいいと、そういう状況もありますので、現在、延べ人数で70人、25年度は70人です。

それから、修学旅行等の経費にかかる立てかえですけれども、それぞれ小学校、中学校とも業者で依頼しております。当初、計画があって、集金して、その何割かを、まず支払うと、そういうことがありますので、無理に、いついつまでにと、そういうことについては、各学校のほうで、極力負担がかからないように調整しております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 調整いうて、どうなん。立てかえしなくてもいいということなんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

教育長（勝山 剛君） はい。

7番（井上洋文君） いいわけですね。

教育長（勝山 剛君） はい。

7番（井上洋文君） 1割だったら、1割だけをお支払したらいいという格好になるんですか。

教育長（勝山 剛君） そう。当初はですね。それで、修学旅行が終わった段階で、精算して、きちり払うと。

7番（井上洋文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 8ページの企画費の佐用・I D E Cメガソーラー有限責任事業組合貸付金、合併振興基金から4億円を出すということ、これ自体のことを聞きたいんじゃないんで、その太陽光システムについて、昨日のその播磨高原議会でも企業庁のほうでやられる、佐用町と同じような5メガワットの発電所つくられるということで、その時に契約内容を、県の企業庁がやっている契約内容についてはね、課長もおられましたから聞いておられると思うんですけど、性能についても、今回、企業庁がやっているのは、委託いうか、関係ですか、佐用町みたいな組合つくって佐用町も一緒にやるという形態ではないんですけども、企業庁の場合は、発電の能力いうか、それまで担保した契約になっていることですから、その5メガワットですけど、それは、日照時間やいろいろ天候によって

も変わりますから、その中でも発電量は確保した上で契約するんだというような、この企業庁の説明でした。

ですから、本町の場合ね、技術的には、もうノウハウを持っているのは I D E C ですから、I D E C には、どういうふうな、その能力とかね、その事業費についても、企業庁のばあい、同じような 5 メガワットで 18 億で、本町の場合は、大分高いなど。本町の場合は、パネルについては、I D E C が契約しているというか、そのよく知っているメーカーに、そのパネルについては、そこを使うんだというような、多分、言葉悪いですけど、安かろう悪かろうではなくて、ちゃんと担保できたような、そういう組合として、佐用町も一緒にやっているわけですから、この申山の太陽光発電については、どういうふうに、そのやっぱり能力も、やっぱりちゃんと担保した上での I D E C には、そういうふうに言うていかなあかんと思うんですけども、その事業の担保の仕方というのは、どうなっているんでしょうかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 昨日ですね、その性能担保という話がありましたけれども、どれぐらいの能力の担保をしてるかという話はなかったと思うんですね。

で、われわれのところはですね、そのもちろんですね、その能力を担保するために、上月で小規模な既に発電所をつくりましたですはね。その中で、現在もですね、毎日発電をしているわけなんですけれども、それらの性能も見ながらですね、その電気部分、パネル部分とですね、それから電気の部分ですね、それからシステム、機械の部分については、メーカー側の I D E C が責任を持ってメンテなり、それから工事を行うという形でしておりますし、あと架台の部分についてはですね、町側のほうで責任を持って取り組むというような形をしておりますので、お互いにですね、この例えば、I D E C に渡してしまっただけで、お願いをするだけではなくって、これはお互いに折半するものですから、コスト面についてですね、コスト面も低く抑えながら、もちろん高い性能を引き出すのが、どちらにも有利に働くわけなんですよね。

ですから、そういう面ではですね、渡してしまっただけで、性能担保だけするより、それもどれぐらいの能力をというものが、よく分かりませんが、それをやるよりも、やっぱりお互いにですね、持ち分を分けながら、性能を担保していくというのが、うちのやり方だというふうに感じておりますけどね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その担保するというのはね、技術的にもう、I D E C が、その技術的にもノウハウをちゃんと持っているわけです。

そやから、町としてはね、I D E C が言いなりいうたら悪いんですけど、I D E C が担保しますよいうたら、それで信用するんじゃないかと、ある程度、町としてもね、そういう、いろんなメーカーなりも調査するということも、一方では必要だと思うんですね。

パネルについては、一つの基準としては、ヒットいうてね、H I T ですか。そういう H I T いう、そのパネルの能力の基準みたいなものがあるらしいですね。

ですから、そんなんも、町としてもね、それ I D E C が言うたいうことを、そのまま担保しますからいうことではなくて、町としても、そういう、ある程度、技術はね持つというか、それは I D E C と比べて、それは雲泥の差があるでしょうけどもね、町としても、そういう技術的なことについては、ちゃんと知っておく体制も必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

町長（庵途典章君） I D E C にしてもですね、このパネルをつくっているわけじゃないですね。当然これは、パネルも、それからあと、いろいろな機器についても、当然会社、それぞれのねメーカーの保証というものは付いているわけです。

ですから、その発電能力についても、そういうパネルによって、いろいろと差があるわけで、そのメーカーの、その発電、最低この保証は、これしますと。それから耐久力も 20 年ということですけど、今、25 年保証という形になって、そういうものが付いた中で、これは、町と I D E C が組合をつくって、その組合で直接施工して運営をしていくわけですから、今回、昨日のですね、企業庁がですね行うというのは、これは、施主は、発注者は企業庁ですけども、全て工事も責任設計施工なんですね。設計もして、施工もして、それに対して、その能力を含めて、それ全部責任を持って発注する。受けて、請負するという形で公募をしているわけです。

だから、N T T ファシリティーズという会社が取ってますけども、そこの会社が、そういう、いろいろなメーカーから、当然、その資材を購入して、その資材については、そこそこの N T T と資材メーカーとが保証契約をしているわけですね。保証をもらっているわけですね。

で、それに対して、発電量というのは、最低これは保証しますという形で、N T T が企業庁と契約を結んでいるというやり方ですよ。

ですから、企業庁は、全く、そういうノウハウないから、全部言うたら企業の責任でやってくださいよと。後は、幾ら、それが発電量があって、いくら利益が上がるかというのは、いくらでもたくさん上がればいいんですけども、請け負えた企業も、その提案でね、一番利益が上がる提案をしたところに発注しますよというような、そういう考え方でやっているんで、実際それが、本当に、どれだけの、もっとたくさん発電する余裕ですね。どこで、その発電量なりを設定しているかというのは、これは分かりません。相当余裕を持って、当然、提案をしていると思いますけれども。

だから、町が、今、やっているのというのは、いわゆる組合をつくって、自社、自分で責任を持って、そういうことも、責任も含めて自ら運営をしていく。設計して、そして施工して、運営をしていこうという形で、そのための組合をつくっているわけなんでね、だから少しでも有利なように、そのパネルについても、そういうメーカーとの一番価格交渉で安い物を、当然、I D E C としては入れる。性能としてもいい。当然、今考える、いい性能の物を入れるという、それは、それぞれが努力をしなきゃいけない。そこが、信頼関係というんですか、お互いの、これは契約で、両方でやっているんですから、両方の利益に、お互いの利益にかかわることですから、そこは、一方的なものではない。

町としても、そういう約束のもとにやっているということ、これは組合をつくった意義がそこにあるわけなんです。そこを設定しないと、I D E C に対して、じゃあ補償を求めるといようなことは、それはできないし、それだったら組合の契約にはならないわけでありまして、それはよくご理解いただきたいと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） 関連ですが、今回の場合は、佐用町と I D E C の組合と、それから、この施工ですね、工事は I D E C グループだけども、I D E C システムズ&コントロールズ株式会社の 1 法人なんですね。この法人との間に契約結ぶんです。工事契約は。

当然のことながら、組合、今の企業庁、N T T の関係は、組合と I D E C のグループの子会社、ここの契約で、この工事は結ばれておるわけですね。

それで確認したいのは、その施工する I D E C システムズ&コントロールズ株式会社、ここの契約はね、今言うたように、この工事は 25 年補償しますとか、5 メガワットは補償しますというようなことは入ってないか確認したいんです。

つまり、N T T と企業庁の間は、5 メガワットが入っておるから、これは下回るようなことがあったら補償しますということになっておるはずですね。

だったら、その組合と 1 法人の I D E C グループの子会社、ここの契約は、そのような取り決めにはなってないかということをお願いしよんです。どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 契約上の中には、そういうものは入っておりません。

[鍋島君「入ってないん」と呼ぶ]

企画防災課長（久保正彦君） ただ、その前に、シミュレーションいたしましてね、これぐらいの発電はできるというようなシミュレーションのもとで計算をした形の中では契約しておりますので、契約の中には、実際には入ってなくてもですね、事前で、そういうようなシミュレーションをしながら計算をしているということをご理解いただきたいと思ひます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 先ほどの直売所の関係ですけれども、まず 1 点は、こうゆうのんを補正に出される前には、協議会とか、また産建ですね、委員会に、なぜ説明がなされなかったのか。やっぱり前もって、産建には出していただきたいというのが 1 点と。

それから、8 ページですが、一般管理費の中で負担金補助及び交付金で、職員の退職手当組合の特別負担金 2,243 万 3,000 円、これの内容説明をお願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） 町長ですか、はい、お願いします。

町長（庵途典章君）　　こういう予算のですね計画の進め方なんですけれども、まだ、地域の方にもですね、これから地権者ということが一番にあって、話をしていく。だから、私は、これ地域の自治会長には、一応、緊急に集まっていただいて、こういう計画を考えたという、その説明をした段階です。

ですから、先ほども申しましたように、200万の予算置かせていただきましたけども、この計画というのは、全く、まだ白紙の状態の中でね、この地域の皆さんに対して、これから説明をしていくための資料をつくるという段階ですから、今日の補正予算の中で、こうして説明させていただいていると、出させていただいた中でねしているということでありまして、ある程度、地域としても取り組みに対して、同意を、合意をいただいておりますね、具体的に、当然、これから、こういうふうに進めていくという内容については、委員会等、また、きちっと説明をさせていただいたり、また、皆さんのご意見も聞かせていただきます。

しかし、実際に、まだまだ、どういうものになっていくかも、ただ、こちらの一方的な構想の中での話でありまして、まだ、分かりませんから、そういう委員会まで開いていただくということは、その資料も出せませんから、やっておりますから、それはご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、総務課長ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君）　　その職員退職手当組合の特別負担金でございますが、2,243万3,000円、これにつきましては、今回、定年退職者12名分の退職手当、これは当初予算の時には、この減額というものを、その時点では分かりませんでした。

それで、今回25年4月1日から26年3月31日までの者に対しては、減額措置がされております。これは100分の98という適用をされておるんですけども、それにかかるもの12人分の減が1,084万9,725円。

それと、勸奨退職者、今年度6人の者が退職いたします。それによる増額が3,328万2,004円でございます。

それを差引しまして2,243万3,000円、今回、増ということで挙げさせていただいております。以上でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君）　　ということは、もう勸奨の人を決めてる、決めてるというか、もうだいたい分かっているということですか。今の時点で。

議長（西岡 正君）　　はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君）　　それは、分かっております。1年前に出しますからね。

〔笹田君「ああ、前の分」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員、よろしいか。

8 番（笹田鈴香君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4 番（敏森正勝君） 17 ページです。小学校費の学校管理費、あるいは中学校費の学校管理費、負担金補助及び交付金の中の制服等購入費助成金なんですが、これは、補正を組んでまで、これを助成をしなければいけない問題なのかなというふうに思います。

ただ、今から言いますと、中学校の3年生、あるいは小学校の6年生と言いますと、後もうわずかしかございませぬ。そういうような時に、この補正までしてしなければいけないものかなというふうな感じがいたします。

それから、佐用から区域外就学を認めておりますので、佐用から、ほかの学校へ行っている児童生徒は、どうなのかなというふうな点も、一つ考えられますし、それから、助成金でありますので、全額助成なのか、あるいは助成と言いますと援助するということとございませぬししますので、その援助とは助けるということとございませぬ。そうしますと、被災家庭でもありませんので、こういうことが言えるのかどうなのかなということと、もう一つは、1着幾らぐらいするのかということと、ちょっとお聞きます。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいませぬ。

そしたらですね、まず、三土中学校に通っている、現にこれは、対象者は1年生の子がですね、区域外就学をする時に、対象生徒が11名おります。これ、予算は、ほとんどの方が、最悪区域外就学された場合の予算です。

それはですね、これは確かに、助成という言葉を使っていますけど、中身は100パーセントなんです。それは、一つは、先に、これは宍粟市との組合をつくっている三土中学校の教育委員会と協議する中で、最初に区域外就学を認めた段階で、通学方法ですね、それと、それにかかわる諸々の経費ですね、それは、責任を持って保障しますとことが、組合の中での要望の中にもあって、それは、必ずしてくださいということの中で、既に、宍粟市側は、既に、土万、前回の時に、そういうこととされますし、バスのほうも100パーセント通学の補助をされているみたいです。

佐用町も同じバランスでいくということで、その時に、町は当然、スクールバスの体制を取っているんですけども、制服に関しましては、制服が一番大きなところになるんですけども、後ね、それから大きく言うと、そのユニフォームもあるんです。部活入っている子ね。それから、教材。これ複数年教材と言いまして、普通の教科書は同じのを使っ

てますけども、2年、3年共通で使う物が使えなくなるらしく、それをしますと、だいたいで中学校の場合は、一人当たり9万円近くなるんです。

そういった10数名の予算組んでますけども、制服で言いますと、男子生徒は学生服なので、これは要りません。共通で使えます。

ただし、女性、女の子の場合は、セーラー服が上だけで1万7,000円。それから下のスカートが1万5,000円という形で、あとは、体操服の上下、冬用と夏用があつてね、それはずっと5,000円、4,000円というレベルです。

それから、帽子、制帽が2,500円。それから体育館シューズ、それから大きなのはウインドブレーカー、それから、かばんも違うらしいんです。

それをずっとしめていくとですね、後、ユニフォームも1万円ぐらいするやつがあります。していくと、女生徒の場合は、9万何ぼになります。その10数名分という予算の設定でございます。

で、これは、宍粟市との同一歩調で組んでいる組合でございますので、条件的にはね、同一にするということで、保護者とも話を進めておりますので、全員の方が区域外就学されると思いませんけれども、予算的には、形を置かせていただきました。それに対応するためにね。

多分、内容は、1人か2人ということになるかもしれません。

[町長「なぜ、今、補正しなきゃいけないかったという話やから、（聴取不能）に間に合うために（聴取不能）」と呼ぶ]

教育課長（坂本博美君） これは、だから、3月中に当然、服の調整もしますはね。だから、これに間に合わせるために、この12月補正でする必要があるということでございます。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） 僕が聞いとんはな、何で今、補正をしなければいけないのかというのは、中学校3年生の子、小学校の6年生の子、もう後、3カ月ほどしかあれへん。

[教育課長「いやいや」と呼ぶ]

4番（敏森正勝君） そういう子まで買って与えないけんのかなというふうに思う。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、課長。

教育課長（坂本博美君） そうじゃないんです。

今、ここでやっているのは、当然、今の1年生ですよ。すぐ来年2年生になる子。

今の2年生の子は、3年やから、多分、想定とすれば、2年から3年の時いうたら中学校変わりませんはね。

[敏森君「うん」と呼ぶ]

教育課長（坂本博美君）　　だから、今の1年生。2年生になる子を想定した場合 11 人。その子を対象にです。その子だけを。だから、今、要るんです。

〔敏森君「当初じゃあかんわけ？」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君）　　えっ。

議長（西岡 正君）　　はい、敏森議員。

4 番（敏森正勝君）　　当初じゃあかんわけですか。当初予算では。

〔町長君「4月から使うから3月（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君）　　当然、この4月からね、使いますから、3月中に制服も買われるわけですね。こういうもんは。だから今、必要があるわけです。

それが前もって、今、言われているように、区域外就学をするということがね分からなかったということが、当然あってね、そのもっと前の当初予算で組んでおたらどうじゃということじゃなかったかと思うんですけれども、それは、ちょっと組めなかった。

だから、今、組む必要があるというのは、3月末までに制服等を対応する場合は、4月では間に合わないということなんです。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　敏森議員、もう1回、はい、大丈夫です。

4 番（敏森正勝君）　　そうするとね、先ほども三土の話が出ました。

三土の話が出た時に、もうはやもう、三河の小学校の子供が、もう中学校はないなるんやというような状況で、それだったら、下へ行かなしょうがないなというような考え方をされておられるかも分からん。かもですよ。そういうような状況の時に、この人数が、はっきり、ええがい出るんかいなという感じがするんやけど、どないでしょかね。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君）　　人数は、確かに減ると思います。

だから、町も三土の教育委員会としても、当初からね、区域外就学認める時から、こういうことになることは想定できたんで、なかなか、それ難しいこと言うていたんですけども、それは、どうしても経過上できなくなったんで、やるということになれば、宍粟市と同じ対応をするということになったんで、こういうことになったと思いますけども、多

分、人数は減ると思います。

だから、確定するのは、この 25 日に説明会があって、その回答は 1 月になってからですけれども、そこで確定していくんですけれども、25 日の日に対象者集めて、学校が説明会をしたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 6 年生の子が 1 年生へ上がる場合に、区域外就学は分かるんです。

けど、今の話だったら、2 年生の子、1 年生の子が、今度、2 年生になる時とか、そういう途中での区域外就学を言うとんかな。しかし、それは認められんのかな。

何で、そんな途中で、ポロポロ、ポロポロ。それで、するんならしてもいいですよ。しかし、それだったら、補助する必要はない。

ただ、今から小学校 6 年生の子が 1 年生に行くんやと、そういう中で、クラブや云々の中で、そういうことがあったという形で、今年に行った子が、もう既におるわけやね。そういう場合で、今度、来年、また行くいうんだったら、それはそうかなというのが分かるけども、そんなことまで補助してまで区域外就学を、例えば、2 年生から 3 年生になる時に認めるというのは、それは僕は、ちょっと今、違うんじゃないかなと。

そうじゃないと、今、行きよる三土中学校どうなるのと。地元から行きよる子はどうなるのと。少ない子なんかでも、皆、頑張っておるんだらう。基本的には、今、行きよう子は行ってくれいよと。僕は、それは説得せなあかんのかな。

ただ、1 年の子は、そうなおるんで、山崎の子のほうが、そうなおるから、1 年の子が行くのはいいけども、今現在行きよる子までどうぞというのは、ちょっと僕は、理解しがたい気がしますけどね。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それね、ずっと以前か 4 月から、宍粟市が来て、ここで説明した時もそうだったと思うんですけども、区域外就学の、その話を保護者とする時に、27 年 3 月までの間は、区域外就学を認めてくれということで、まあ言うたら、保護者と合意したわけです。それは、確かに今、山本議員が言われるようにね、そういう、今ある三土中学校、崩壊するような、それに拍車をかけるような施策になり兼ねんということで、それは当然、教育委員会とも一緒に話して、保護者の方を説得したんですけどね、それは、どうしても閉校が目の前に挙がっている時までは、区域外就学を置いておいてくれと。ただし、2 年生から 3 年生になる時は、多分、常識的には考えられんのだと。一番大事な時なんでね。

ただし、今の 1 年生が 2 年生になる時はあるかも分からんということを言われていたんで、それが、この時期に来たわけです。

だから、人数的には、それは、大した人数にならないと思いますけども、区域外就学をずっと認めていく中の条件でもあったんですね、これはほな、うちだけほな、止めますということにもいかなかったんで、それはご了承いただきたいと思うんですけど。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） あのね、僕ら区域外就学という説明を聞いた時は、今度、こうなるからということで、当然、6年生の子が1年生行く時の話やと。そういうつもりで聞いたわけや。それは、あんたの聞き方が悪かったんや言われたら、そうかも分かん。でも、そういう感じの説明だったと思うんや。それを、学年の途中で、はっきり言って、それだったら、1学期と2学期の間でもええわけや。

〔教育課長「極端に言うたらそうです」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） そんなものを平気で認めて仕方がないというのは、あんまりにも、その区域外就学ということが、簡単すぎるんじゃないか。極端なこと、そんなこと言いだしたら、それ認めだしたら、上月の子が佐用へ行ってもええじゃないかと。南光の子が、佐用へ行ってもええじゃないかいう話になってしまう。上津だけ認めるいうんじゃない。三土だけ認めるいう話じゃなくなってしまう。極端なこと言いだしたらね。ただ、そういう閉校ということがあるからいう話の中やから、今度、1年生の子がそうなれば、早い段階で変わるいうことはかわいそうやからいうのは分かるで。けど、今の話だったら、いつ変わってもええいう話だったら、ちょっと、あんまりにも無茶苦茶じゃないか。僕らが、最初、そういうふうな説明ではなかったんじゃないかと思うし。山崎は山崎やし、佐用は佐用なんやから、山崎の子が向こうへ行くからと言って、何でも佐用も、それに合わす必要なんかあれへんやん。何で、合す必要があるん。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これは、そういういきさつは、4月からずっと、この特別委員会でも話させていただいたと思うんですけども、区域外就学の時に、相当議論させていただいたんですけども、その区域外就学を認めたという中には、閉校までの間ということが、それ途中経過報告にも書いていると思うんですけど。それは、だから閉校までの間やから、いつ変わってもと、極端なことを含んでました。ただ、通常は言ったように、2年生の子が3年生に変わる時は、あり得んと思います。だから今、心配されていたんは、今の1年生が2年生になる時は、すぐに1年後に閉校になるんやから、そういう子は認めてくださいよという、強い保護者からの意見もあったわけです。だから、1年生入って来る子だけじゃなしに、今の、その時に行っていた、1年生の子が2年生になる時ぐらまでは、その選択させてくれという意見の中で、宍粟市も佐用町も認めることになったら、そこまでは認めるということで、27年の3月までの間は、区域外就学を認めるという判断をしていますのでね、だから、ここで、この段階ですわね、それが良かった悪かったというようなことを言われても、それは、いきさつの中で、決定して行

った段階を踏まえておりますのでね、対応だけは、そのかわり言った以上は、体制を整えたいと。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） おかしな説明されたら困るんで、決めた決めたいうて、決めるん誰が決めるんや。あんたが決めるんか。

〔教育課長「いえ」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） あんたが決めるんか。違うだろう。決めるん、こっちの人間やないか。あんたが決めるん違うがな。

あんたは、あんたらだけだろう。そうだろう。ちょっと、勘違いしてもろたら困る。

それと、もうちょっと、それだったら、それを最初からきちっと説明せなあかんは。

僕らは、最初、そんなつもりでは聞いていない。当然、6年生の子が行くんで、云々いう話は聞いたけど、途中から云々なんて説明聞いてないやろう。

それを、今さらもう決めましたんでっていうて、何を言うとなんという話や。ふざけた説明せんってほしいは。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私のほうから、課長が申したことの繰り返しに一部なるかも分かりませんが、三土中学校の閉校については、議員にもご報告しましたように、当初は26年3月と、そういう線で、また、27年3月と。

で、今のところは27年の3月をもって閉校すると。こういう方針決定が出されました。その間ですね、地域の方々、また、保護者、そして、宍粟との協議、これを何回も重ねてまいりました。その中で、どうしても保護者と話す中で、佐用独自の線を提案しても、なかなか、これは聞き入れてもらえません。

で、その、そういう中で、やはり事務組合の教育委員会を中心にして、宍粟市と佐用町の教育委員会が同一歩調でいくと、こういう線を、何回もこう確認しながらですね、今回の区域外就学についても、先ほど、課長が申しましたように、一つの結果、どうなるか分かりませんが、宍粟市の対応と、佐用町の対応を同じふうにすると、そういうことで、保護者の理解を得たということでございます。

で、11月の20の日に6年生の保護者と、中学校1年生の保護者に対して説明をした時に、これは、話の中で、突如、ある保護者の方が、個人的に教育長の意見を聞きたいということで、もし、教育長の身内に、そういう子供がいたら、あなたは、どうされますかということですね。例えば、区域外就学を、途中でするのか。いやいや、閉校まで、きっちり、その学校に行かすのか。こういう話を、質問をされた時に、私は、最後まで、現学校におられますと言いました。

で、その後、分かりましたということで、その方は、終わったんですけども、相当、親御さんも、子供の将来のことを考え、今の学校の生活とか、新しい学校へ行ったらどう

なるか。本当に、毎日のように頭から離れないようなお気持ちでおられるということが、私にも十分伝わっておりますし、しかしながら、迷いを一つに。こうですよと言いきれない部分。これは、あります。

ですから、皆さんの親の思い。気持ち、そういうものを、今回は、重要視したような形になりましたけれども、子供たちが、スムーズに、いろんな条件の中でも、新しい学校へ通える体制を、私としては、整えてやりたいと、そういう思いで、ここに計上しておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵途典章君） ちょっと、ここ、今、予算としてですね、来年の、今年度中にですね、来年度に向けて、こういう制服とか、そういう学校統合に向けての三土中学校のですね、特に、統合に向けて予算をさせていただいているんですけども、この区域外通学とかですね、そういう教育上の決定については、これは、教育委員会が決定することなんです。そこは、ちょっと確認をしていただきたいと思います。

議会で決めていただくことではないということなんです。

で、当然、このことをもって、町としては、それに対して、その学校をどうするかということが一番もとにありますけども、こうした通学とか、そういう、それに伴う経費、これは町立なり町が経費を負担をしていくということなんでね、ですから、交渉の中で、私らも、その途中でね、元々の区域、実栗市が決定した区域外の通学ということも、これも私も、本当にこれでいいのかなど。教育上も学校の運営上もおかしいのではないかなという感覚を持っておりましたし、ただ、交渉の中で、それがやむを得ず、そういう父兄の意向も含みながらですね、その間に、区域外通学も認めるという中で、父兄がまた、それを選択されると。

これに対して、これは教育委員会が許可をするという形になりますので、その許可をされれば、こういう予算上ね、途中の、本来それは、個人の選択だから、個人が経費負担をしたらいいじゃないかということのほうが、ある意味では、一方、そういう考え方もあると思うんですけどもね、やはり一方では、そのことが出てきた前提として、27年に三土中学を廃止すると。廃校するということが決定されておりますのでね、だから、それに伴う、それぞれの、それに伴う経費ということで、そういう措置を、町としてはしなきゃいけないということなんで、そこをちょっと、整理しながら考えていただきたいと思います。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） ちょっと、1回だけ待ってくださいね。あると思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡さん。

17番（平岡きぬゑ君） 関連なんですけど、三土中学校の制服についてです。

例えばですけど、今の6年生が進学、三土にするのか、南光の地域だと上津中学校にするのかという選択は、保護者に任されていますよね。

そしたら、今、制服のことなんですけど、27年3月で閉校するということになれば、来年4月から進学する1年生、今の6年生は1年間だけ三土の、まあ言うたら、三土に上がれば三土の制服を着ますよね。そしたら、上津に変わらざるを得ない時には、どういうふうになるのかとか、元々、上津を選択した人は、1年、来年のね春、そこらへんの矛盾じゃないですけど、最初から選択して、いろいろ購入された人との関係は、どうなるのかとか、ちょっと具体的な例でね、保護者の方が決めることですので、保護者というか、生徒が。なので、例として、どうなのか分かりませんが、そういうことも考えられないのかなと、私は、思うんですけど、いかがですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まず、今回の予算は、今言ったように、対象がほぼ現の1年生、今度は2年生になる子ね。それが、もし変わればということで、今、1年生の子は、三土中のいろんな制服とか買っているから、それが無駄になるからということで、それを補助しますということで、それで、今、言われている、次の6年生の子が入る時は、上津中学校に行かれる子は、当然、その制服を選ぶ時期に買われると思います。

それから、三土中に何名か入って、それで強制的に閉校になりますね。その時は、今度は、それは当然、同じように補償します。1年しかないものね、分かっているのに、これまた、来年も続きます。それ、同じように対応していつてあげたいと思います。

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいね。

山本議員の、さっきの続きがあります。

10番（山本幹雄君） しつこい話になりますけども、この決めるんは、教育委員会が決めるということなんで、大いに決めてもらったらいと思う。それは、そうなんです。

ただし、それだったら、予算なんて出さないでください。議会が議決するんですから。予算は。そうでしょう。

あなたたちが決めるものは、あなたたちが勝手に決めたらええ。

しかし、議会が議決して決めなあかんことがあるんだから、そうでしょう。あなたたちが決めることは、勝手に決めたらええ。

そんなこと言うんだったら、我々が決めることは、勝手に、ほんなら、あんたらの言うことなんか無視やいう話になってしまう。

そうじゃなしに、あたたちが決めるんでも、議会に議決求めなあかんのんだったら、きちっと丁寧な対応と、きちっと丁寧な説明はしてもらわな困る。そうじゃないと、予算なんか認められへん。

あなたたちが決めるんですから、そんな勝手などおりがつくんだったら、あんたらが勝手に決めたらええ。

ただし予算なんか、提案せんとしてほしい。そういうことです。と思います。

それとまあ、今、言うたようにね、ただ、学校が閉校する時に、こっちへ行く時に、それは、要るだろうと。これは町の都合でしたんやから、町の都合で閉校するんやから、こっちへ変わる時には、当然、1回親は負担しておるわけやから、それはみなあかんだらうと。これは大いに賛成するけども、何か、いつ変わろうが、何をしようが自由でっせいうような形を、何か、僕らがよう分からんうちにつくっておって、ほんで、はいお金出しま

しょうって、私らが決めたんですは言うて、で、決めたんやけど、お金、予算認めてください言われたって、それは、ちょっといかがかなと、私は思う。

こんな対応というのは、あんまりにも、ちょっと、はい、そうですかとは言いにくい。

そりゃ、これ反対はしませんよ。子供のことやから、反対はせんけども、そんな対応と、そんな説明いうのは、ちょっと、どうかなという気がします。

まあ、これ、最後ですので、いいですけどね。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 十分な説明を、今まで、私は、一生懸命してきたと思うんですけども、皆さん方、お聞きになってですね、どうしても隅々まで行き渡ってない部分があるということを再確認させていただきました。

今回、予算計上させていただきましたけれども、私、教育委員会としてもね、勝手にということについてはですね、そういう気持ちは、毛頭ありません。

今回、特に組合立中学校ということで、佐用の教育委員会単独では決められない。宍粟市と、また、三土中学校事務組合と十分詰めをしながら、最善を尽くそうという気持ちでですね、今日までまいりました。

その中で、町が、また、宍粟市と佐用町が、保護者の意見の違う考えを提示してもですね、なかなか、そこに合意を達することができないという場面もございました。そういう中で、協議を重ねながら、現の方向でですね、最終的に宍粟市と協議をし、佐用町として、こういう、今、ご提示しておりますように、予算計上をさせていただいたところでございます。

最終的には、以前、前宍粟市の教育長が、ここでご説明しましたけれども、保護者の理解と、子供たちが少しでも落ち着いて学校生活ができると、そういう基本線の中で、区域外就学も認めざるを得なかったという趣旨の話をしましたけれども、どうか、その点、ご理解いただきたいと思います。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。はい。

4番（敏森正勝君） 今の話なんですけれども、この購入費の補助金、制服の購入費の補助金なんですけど、この三土の話ばかり出てきておるんですけれども、これからも、ずっと、こういう統合があった場合には、補助をしていくんですか。ほかのとも。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 小学校費のほうでも、今回、江川、佐用、それから徳久、中安と、その対象児童分を計上させていただいております。

[敏森君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） 今まで、通学の補助したり、あるいは、こういう制服の購入を補助したりで、結局は、親の責任を感じられないような感じがするんですけども、そのへんを、どういうように思われますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 責任というのは、当然、これをしたから町が、その責任を回避したということにもならないと思うんですけども、ただ、統廃合を進めていく話の中でですね、こういう当然、我々というんか、行政は、やっぱり児童、子供たちの教育環境を改善するために推進しておるんですけども、地域の方にとって、保護者にとってはですね、また、金の要る話でもなるし、それから、好んですることではないというのが、当然、教育上、そういう、そこに、（聴取不能）観点としては、そういうことをご理解いただいておりますと思うんですけども、ただ、必然的に、そういう余計な、保護者にとると経費が発生するということに関してはね、町の都合だけじゃないんですけども、自分たちのことでもあるんですけども、原因を推進していったのは、町ということなんで、それにかかわる、直接かかわる一番大きな制服なんかは補助しましょうと。支援しましょうということに、最初の推進の段階でも言ってますのでね。

それを言ったからといって、多分、制服につきましても、これ1着分です。保護者の方は、全て2着分買われるそうです。やっぱり洗いかえあるんでね。

だから、選ばれる時も、やっぱりいいものが、いいではあるんですけども、やっぱり今後、続けていこうと思えば、安くいいものということに選択されていった、PTAの方も、大分苦勞されて、選考していただきました。

だから、親としても今後、そういう制服を、きちっと着ていった学校の中で過ごさせていくのに、一つは、町からも支援をいただくけども、あと1個は自分で買っていただくということを覚悟されておりますのでね、そのへんは、ご理解いただけたと思います。

議長（西岡 正君） ちょっとだけ、しばらく休憩させていただきたいんですけどね、どうせ、休憩に入るんですけども、前にね1年生、6年生から1年生に入る子については、区域外就学を認めましょうという話で、区域外就学を認めたとするんですけどね。

で、その時に出てきた、私は、三土中学組合議会の議長として聞いた中での話をしよんですけども、その時に、2年生は動かさないでくださいと父兄が言うたと思うんです。

で、その2年生が動かさない理由は、3年生になると、いわゆる高校へ入っていく、いわゆるどない言うんですかね、中で、今、動かしていただいたら、子供が落ち着かないと。そうすると、高校へ上がる入試なんかするのに落ち着かないから、2年生は動かさないでくださいというたことを、私、記憶してます。

で、その中で、今回、2年生を、そしたら区域外就学を、なぜ、認めるというのは、父兄が、いわゆる3年生になってから動かされたら困るから、今、2年生において、3年生をさせたいという気があったんじゃないかと、僕は、そういう判断を、今、説明の中で思ってます。

ですから、課長が説明をする時に、そのことを、きっちりと説明、僕は、課長ね、坂本

課長、そのことを十分、父兄の考え方は、今、3年生になって変わると、高校に上がる時の就学に、どない言うんですか、入試に関係するから、2年生の時に上げておきたいということではないかなという判断は、僕はしたんですけどね。そういうことは、全然、出なかったですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） いや、私も、それは、ちょっと言ったつもりなんですけども、要はですね、心配されているのは、言ったように、今のことから1年生、先と分ですけども、当時の2年生が3年生に上がる時に、当然、それは変わるの敬遠されています。一番大事な時なんでね、だから、1年生の子、今の対象にしている1年生から2年生になる時の子は、そういう子がおるかも分からんという想定で、今回、予算挙げさせていただいておるんですけども、保護者の方は、当時から心配されておったんは、3年生になる時期には、絶対変えないということは、当然ありました。

だから、その学年は、対象にしないですむと思うんですけども、今の1年生が2年生になる子は、おるかも分からんなという可能性があったんで、そういう予算的にもね、対応できるようにということでございます。

議長（西岡 正君） だから、その入試の関係があって、3年生になって変わると、子供が、その入試の関係で支障を来すから、2年生の時に変えたいということじゃないかな。そういう意味ではないかなと、僕は、そういう判断をした。議長としては、したんですけどね。

〔教育課長「そうです」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 昼が来ましたんで、ここで休憩させていただきたいんですが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 1時15分まで休憩いたします。

午後00時00分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、おそろいですので、休憩を解き会議を再開します。会議の前に一般会計の質疑から入りますので、よろしくお願いします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 17ページですが、先ほどから出ている制服の件で、例えばですが、

小学校の分で、江川小学校、佐用小学校に関してですけども、江川小学校の現在の制服です、その制服を、製造側は、もう何年か前から製造中止になっているということで、保護者の人たちは、南光の徳久小学校かな、中安かな、似たような上着を親が行って借りたりとか、いろんなことをされているみたいですし、お店のほうも、やっぱりそれが、在庫はいいけど、困っているんですというようなことを聞いているんですが、次のんは、ちゃんと、こうして議会にも挙がって、予算で、今、説明もあるわけですが、これを進めるまでに、そういったことを教育委員会として、どのように把握されて、どのような対応をされていたのか、お尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、坂本課長。

教育課長（坂本博美君） これはですね、特別委員会でもお話しましたがけれども、協議会の中で、制服に関しましては、制服調整委員会というのをつくっていただきました。その中で、各PTA代表で出ていただきまして、佐用と江川と合わせて、ずっとこれまで数回議論されてきて、江川のほうは、特にですね、アンケート調査もされているみたいです。中で、今ある制服も含めてですね、佐用と一緒にした場合、どれがいいだろうという話で、それは、部会の中ですね、PTAの会長さん、それぞれ話されておって、今度、統一する帽子についても、同じパターンで統一しようということに決まったようです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それで、その製造を中止していただきたいことを、ご存知だったかどうか。そのへんをお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 現在の制服については、各学校が、ずっと以前からですね、その制服に決めてしておりますので、その現在、着ている服が製造中止だとか、そういう状況については、教育委員会としては、把握しておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） やっぱり、そういうことも保護者が、学校で決めるといいながら、とは言うものの、服が、ちょっとですけども、違ってますね。江川と徳久と中安、どっちだったか、はっきり定かじゃないんですけども、ちょっとだけ、この横のあたりが違うみちで、だいたい似かよっているからいいんですけど、大変苦勞をされていると。
それから、もう一つ言いたいのはですね、制服を新しくするのは、子供のためと言われ

て、それは、それでいいんですけども、新しくするに当たって、その今までの業者なんかは、その在庫をたくさん抱えていると思うんですが、そのへん、在庫に関しての何かそういった業者との話し合いとか協議とかはされていますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然、従来取り引きのあった業者ですね、統廃合を進める段階、平成 23 年の段階からですね、そういう在庫の調整もありますので、特に、今回は、一本で全地域をやるのには難しいということで、制服の業者さんですね、呉服屋さん中心とした、それで話し合っていました。

それで、旧町単位ですね、そういう代表の業者を指定いただきまして、そこで協議していただいて、今回、それぞれの校区単位でやる分には、佐用は佐用の業者、それから南光は、南光と三日月だったと思うんですけれども、それで 1 個の業者、それで話をされておいて調整されています。

だから、在庫の調整も 3 年まえから調整されておると思いますので、そのへんは、業者間でトラブルのないように、前もって事前に、一応、入札いうんか、それぞれの校区ごとで対応できるようにという話をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。3 回終わりました。

ほかにないですか。

はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） その在庫の件ですけど、なぜ、それを言うかということ、以前にハリマスポーツとの関係で、制服が、いろいろ体操服が、太いのを補足して着せたとか、いろんなことがあったと思うんですが、その後、改善されて、どこで買ってもしいようにはなっていてよかったんですが、よかったんですが、決まって、ほな、どこでも買えるかといって、ある程度、皆、製品を皆、業者が買われるんです。購入しますね。そしたら、1 年ぐらいで、また、変わったらしいんですけど、そういった時、その在庫、ほなどうされたんですかと聞くと、やっぱり処分を自分でしなくては、その分するので、やっぱり今回なんかも急に、早くトントンと進みすぎて、その在庫の処分なんかも大変困っているという、そういう業者が、全部聞いたわけじゃないんですけど、やっぱり、そのあたり、よく話し合っていないと、教育委員会が、一般的に見ている人は、そう言うんですけど、ドンドン、ドンドン進めていって、詳しい説明もないままで、やっぱり、それはちょっと行きすぎ違うかというような声もあるんですけど、私も、もっともっと以前からね、説明をして協議をしながら決めていかないと駄目だと思うんですけど、そのへんを、どう考えておられるのか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然、今、説明したように、当初、この計画を出した段階で、業者さんとは話をしております。

だから、今もって、業者からは、そういう話は、私ども聞いておりませんが、特に今回、在庫という言葉は、業者から直接ね、そういう問題が出ているということは聞いてないんですけども、ただ、これからのことで、今決めた制服かて、ずっとじゃないと思うんです。

だから今回、町内で話し合っていたのは、旧地域の単位でですね、佐用と南光・三日月・上月、三つの地域だと思っんですけども、そこでは、その在庫もですね、佐用の方は、佐用のその業者と。それから、南光・三日月の方は、その今、決まっている業者という形で取り引きできるようにですね、それは業者間で調整されておりますので、いきなりね、町も、その業者担当お願いしますというたわけじゃなくて、数年前から、その話をしていながら、どうやってトラブルなしにね、町内の制服を調整できるだろうということで、その中で話し合いをしていただきました。

で、今の業者に絞り込んでいただいて、それぞれの校区単位に、業者を決めていただいて、今後は、そこと指定の制服を取り引きするというので、現在、調整で進んでいると思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 今後のこれに分についてはね、そうだと思うんですけど、今、言っているのは、今、通って着ているのが、全部もう着れないわけですから、それに対して、お店のほうも、まだ在庫、大分持っておられるように聞いておるんですけど、それらに対しての話し合いです。

話し合いというか、いつも、こういうやり方ばかりされたら、今後また、そういう時に困るといふ声があるんで、そのへんを、今のやり方でいいと思われているのかどうか、お尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それ、当然、業者さんともね、そういう話をする時に、多分、そんな在庫があつて困っているんだつたら、相談があると思うんです。それは、これを決める段階で、以前のこの、そういうことも、いくらかは、それは僕らも全部は分かりませんが、そういう業者が、直接、これを制服、今回、決める時に、以前の制服の分の在庫の分を何とかしてくださいという話はございませんでした。

だから、それは言ったように、23年の6月ぐらいから業者さんと、話しておりますので、その間にですね、ずっとこの、25年の、この日がくるまでですね、それはそれで、在庫の分は、そういうめどで調整はされていたと思うんです。

今、直接、ほんなら業者のほうから、そういうことを含んでね、何とかしてくださいという話は、直接は聞いておりません。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、3、4 項目、お願いいたします。

まず、4 ページからお願いします。4 ページの歳入の関係で、総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金、これ 2 号補正で、3,123 万 3,000 円で、今回、124 万 1,000 円の追加ということで、この増額理由と、財源補償みたいな感じですけど、増額理由と、確かこの交付金は、24 年度の補正でね、1 兆 4,000 億でしたか、単年度交付金というような分に聞いておるんですけども、ということになれば、この補正で、もう全額交付金は終わりかということですね。それが 1 点。

続いて、その下の農業基盤整備促進事業については、これは、今年度までの農業体質強化基盤整備補助制度というのがありますけれども、そのことなのかどうなのかという確認ですね。この内容説明。

この 2 点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この地域の元気臨時交付金につきましては、交付率の変更ということがございました。これにつきましては、この 9 月の補正においては、この交付率というのが、0.865625 ということを設定されておったんですけども、今回、財政力指数の 0.45 以下については、0.9 ということで交付率が変更されました。

その関係で、9 月補正の段階で、3,123 万 3,000 円ございましたものが、124 万 1,000 円増で、3,247 万 4,000 円となっております。

これについては、9 月に充当先としましては、上月体育館のトップライトの修繕なり、それから、笹ヶ丘公園の駐車場整備、これに充当しております。

今回、この 124 万 1,000 円については、笹ヶ丘公園が、まだこう、一般財源をつぎ込んでおりますので、ここへ充当させていただきたいと思っております。

1,123 万 3,000 円プラス 124 万 1,000 円ということで、1,247 万 4,000 円、ここに充当し、合計 3,247 万 4,000 円を、この補助金を充てたいと思っております。

で、その交付金、それからもう 1 点、交付金これで終わりかということについては、今回で終わりというふうに思っております。

また、改正等があつて、変わる可能性はありますけれども、今のところは、終わりです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 203万5,000円の件ですが、これは延吉地区のほ場整備に伴うものでございまして、県のほうから助成もいただいておりますけれども、国庫の補助が幾らか入るといふようなことで、国庫補助金をいただくということでございます。

370万ぐらいの事業費が対象になるわけでございます、これの55パーセントが国庫の補助ということでございます。合わせて。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 聞きよったのは、農業体質強化基盤整備事業補助金というのがあるでしょう。あれが、これになっておるのかなと思ったんですけど、そうではないんですか。その確認です。

それと合わせてね、その下の特定地域再生事業補助金、この内容については、先ほど、金谷議員の質問で分かったんですけど、これにしてもね、やっぱり新規の制度、事業ですよ。もちろん、当初予算にもない。この補正出てきておるんですね。

どうなんですか。これに限らず、産業建設関係の、この新規事業の委員会説明というのは、非常に少ないんじゃないかと、厚生委員会なんかと比べてもね、そのあたりで、委員会の報告はされてないんだが、そのあたりは、どうなんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） まず、先ほどの時もお話したんですけど、9月の段階でも、補正予算の時にですね、この会議の中で一般財源で組んでおりますが、

〔鍋島君「それは、分かっておるんや」と呼ぶ者あり〕

農林振興課長（茅原 武君） ということでのご説明申し上げて、今回は、それが該当したということも、あの時、お話をさせていただいて、次の時の予算の時に、いわゆる、その財源の組みかえをさせていただきますというお話をさせていただいて、今の段階は、そこまでだということでございますので、説明がないと言われれば、そういったレベルでしか、今は、進んでないということでございます。

あの段階、8月、9月の段階で、もう確定はしておりませんでしたけれども、だいたい、そういった状況にはあったということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 特定地域の関係はね、国のいろいろな基準があるんですね。どういう対象で、どういう地区に対して、対象は市町村、組合なりというような基準があるんですよ。制度としてのね。そういった説明を、一切、委員会になかったということをおっしゃるんです。当然、すべきじゃなかったかということですね。これに限らないんですけども。

例えば、このことなんかでも、本来、委員会ですべきじゃなかったんですか。そういう採択基準というのがあるんですは。当然、当たり前ですけど、そういった基準の一切説明ないでしょ。

これは9月補正で、例のバイオマスの関係のね、あれが財源がはっきりしたから、これに変えたという説明しかないわけで、そういうことを言うておるんですけど、それは、どうなんでしょうか。

それと、もう一つ、3回目なんでね、もう1回だけ聞いておきたいんですけど、その返事と、それから、歳出の8ページの関係で、庁舎建設の用地の関係では、ずっと議論されました。これはね、最終日に契約案件が出ますので、その中で、かなりまた、詰めたらいと思いますけども、ちょっと確認しておきたいのは、購入価格の設定については、基準値を設定し、それに基づくね、算出で買収価格決めたということですけど、それについて、従来の公共事業の時に、当然、公共事業の買収価格決める計算はありますね、町工事は。それから見て、その計算はどうなのかということ。

それから、2点目に、こういう場合は、不動産鑑定士なんか入れる必要ないのかですね。それが2点目。

それから、3点目に、文化情報センター買収された時の資料は、ぜひ最終日までには、この案件と合わせて、資料として提出願いたい。

この3点をお願いします。

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 失礼、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、同じことの答弁で申し訳なんですけれども、あの時もお話しましたようにですね、当初、林野庁のほうの補助金があるということで、当初、そういったことでの林野庁のほうへ、こういった補助金いただきたいというようなことでの申請をしたということです。それが、林野庁では、私どもの申請が受けていただけなかったというんですか、交付決定まで至らなかったんです。

その後、引き続いて、こういった事業に何かないだろうかということでやっておったところ、内閣府のほうに、そういった地域再生の事業があるということで、内閣府のほうに同じような形態なものを提出して、それが認められたということでございまして、時間的にはですね、ほとんど、そういった審議をしていただくとか、そういった時間が取れなかったという状況でございますし、また、採択はされるか、されないかというのは、これも分からなかったということでございますので、それが、たまたま、私どものものが採択をされたということでございます。

内閣府ですから、直轄が内閣総理大臣ということで、内閣総理大臣からの交付決定ということでございます。

そういったことでの扱いで来ておるということで、内容につきましては、計画をつくるということでございますので、これは今後、私どもと、そういった形での先ほど、ご説明申し上げました野村総合研究所、こちらとタイアップしながら、これから詰めていくということでございます。

この計画の内容につきましては、今後、そういったものが詰まっていけばですね、こういった方向ですよというお話はさせていただけると思うんですけど、今は、ほとんど白紙

の状態でございますので、お話することも、ほとんどないような状態でございます。そういった状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

〔鍋島君「もう一つ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） もう一つ、企画防災課長ですか。ごめんごめん。

企画防災課長（久保正彦君） 基準値設定してですね、土地の単価を決めましたけれども、これについては、これまでの公共事業の計算と同じような方法でやっております。

それから、不動産の鑑定士という話でしたけれども、家屋ですね、家屋などについては、こちらでは鑑定というか、評価できませんので、これについては、専門家をお願いをして、実際に家屋を見ていただいて費用を決めたということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） ページ 10 ページと、それから 11 ページについて質問します。

10 ページのほうは、介護予防事業費の高齢者住宅改造費助成金、当初予算でも前年に比べて増額し、また、今回、補正でも増額になっているんですけど、これは、制度の改善に伴って対象として改善された部分の方が多くなったのかどうか。そこらへんも含めて、増額の要因について説明をお願いします。

それから、もう 1 点、11 ページは保育園費、7 番、賃金、臨時職員賃金の 2,000 万円の減額ですけど、当初予算の金額からすると、例年どおりの、この減額額 2,000 万というのは大きいと思うんですけど、この要因の内容の説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） まず 1 点目でございますけど、高齢者等の住宅改造費助成金ということで、これ人生 80 年いきいき住宅助成の件でございますが、今年度から、従来の特別型の改造から、一般型を取り入れて、幅広い対象者ということで、県の制度に準じた助成制度ということで予算化をさせていただきました。

その中で、PR 等も行った中で、今回、補正を挙げさせてもらう予定の 119 万 2,000 円につきましては、従来の改造型の予算のほうが、既にこう申請等相談を受けている中で、非常にこう、足り苦しくなっております。

で、今後、予想される金額等も含めて119万2,000円の増額をさせていただきたいということで、今回、補正に挙げさせていただきました。

なお、今年度から新規にやっております一般型等につきましては、現在は、当初で予算を挙げさせてもらっている範囲内の件数が、今現在、交付決定を出しております。

参考までに、特別型の、従来型の改造につきましては、10月末の交付決定者が11件。それから新規にやっております特別型の増改築が2件。新規の一般型の改造が2件。新規の一般型増改築が1件でございますので、新規の事業につきましては、3種類の5件が、今回、新たに挙がっているところでございます。

それから、もう1点の保育園の保育園費の臨時職員の賃金でございますが、当初は、予算につきましては、12月、また、1月に保育園の園児等の入園申し込み等が、ほぼ確定し、園の保育士等の人数等も確定する中で、当初予算等を立てておるわけなんですけど、その絡みで、当初予算組んだ以降にですね、臨時職員でございますので、雇用関係で退職される方も、当然、おられます。そして、新規採用等も募集をかける中で、若干、予定しておりました方より少ない方の採用しかできませんでした。その中で、約、予算よりも9名の方、9名の方の今回は9カ月分、4月からの9カ月分を、今回、臨時職員賃金として、補正減ということで挙げさせていただきました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員よろしいか。
はい、ほかに。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 保育園の関係は、入所する子供たちの、その保育については、この減額というのは、対保育士との間での支障がなかった。この分は、必要ではなかったということに理解するんですね。したらいいわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 保育士の募集につきましては、25年度になりましても2回ほど募集を、町内、または、ハローワーク等でも、4回ですか、失礼しました。4回させていただきましたが、なかなかこう、非常勤職員の募集をかけましても、なかなか不足している状態で、募集等がなかったような状況もございます。

その中で、若干こう、人数体制が非常に厳しいんですが、各保育園、工夫を凝らして、基準人員は達して、保育士としての人数は達しておるわけなんですけど、その中でも加配等の調整もしながら、現在は、現人員、正職員とともに体制を整っておるということです。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 99 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 99 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 99 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 100 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、議案第 100 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。ございますか。ありませんか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結します。

これから、討論を行います。ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 100 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 100 号、平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 101 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3、議案第 101 号、平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。ございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 簡易水道事業の3ページですね、一般管理費の中の公課費 224 万 6,000 円の消費税についてお尋ねするんですけど、いわゆる今、町は内税で消費税を町民から水道料金に対して取っているんですけど、この消費税については、どういう性格のものなんですか。お尋ねします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） この分につきましてはですね、現在、当初予定しておりました消費税分の不足分ということで 224 万 6,000 円を計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） だから、不足分というのは、どういうことなんですかということを知っている。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） すいません。要は、使用料がありますけども、その分に対する消費税の不足分でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、お聞きしますけど、消費税は、一つの特徴としてね、仕入れ税額控除方式でしょう。つまり、仕入れる中に消費税分含まれてて、使用料の5パーセントは、仕入れた消費税から引いて納税するという仕組みになっていると思うんですけど、それも、1年に1回計算で。そういうことになってないんですか。

つまり、今の説明だったら、5パーセントの上乗せ分が 2,000 円ですから、100 円ですね。100 円を消費税として納めるような理屈、説明になるんですけど、そうじゃないんじゃないんですか。

その仕入れ、材料費、これも含めてやけど、それ5パーセントは引かないと、納税、おかしなことになるんじゃないですか。それ、ちょっと確認したいんですけど。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 申し訳ないんですけどね、基本的にですね、今、予定しておる消費税があるんですけども、その分が、精算によってですね、必要があるということで、今回、計上させていただいておるんで、中身については、ちょっと存知上げません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） これね、実は、前の小林課長の時からね、この計算は難しいんですよっていうて、ポンと言われておるんですは。

しかしね、これやっぱり難しいんです。難しい。これ確かに。

今、単純なもんじゃないんです。2,000 円だから 5 パーセントで、100 円が消費税で納税じゃないからね。

1 回これね、議会にも、今回じゃなくていいんだけど、これから予算や、もう決算はないな来年やから、予算等に 1 回、きちっとしたね、説明するように、ちょっと当局も勉強してやってほしいんですけどね。いかがでしょうか。

何も水道課長だけ責めておるんじゃないんだけど。答弁。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（上野耕作君） 内容につきまして、詳しく勉強させていただいて、させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結します。これより、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 101 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 101 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 101 号、平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 102 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第4、議案第102号、平成25年度佐用町特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第102号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第102号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員です。よって議案第102号、平成25年度佐用町特定環
境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可
決されました。

日程第5．議案第103号 平成25年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）
の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第5、議案第103号、平成25年度佐用町西はりま天文
台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題とします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第103号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第103号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第103号、平成25年度佐用町
西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決
されました。

日程第 6 . 議案第 104 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、議案第 104 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 104 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 104 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 104 号、平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 105 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 7、議案第 105 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 105 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 105 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 105 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 106 号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8 に入ります。

日程第 8 は、本日追加提出の案件ですが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 8、議案第 106 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案 106 号、工事請負契約の締結についての提案のご説明を申し上げます。

佐用町庁舎増築及び現庁舎の改修などを行うため、県内業者による公募型指名競争入札を行いました。12 社から応募があり 1 社が途中辞退をしたため、平成 25 年 12 月 12 日、11 社による公募型指名競争入札を行った結果、消費税込みで 8 億 8,549 万 2,000 円、たつの市新宮町新宮 1041 番地の 2、株式会社進藤組 代表取締役 進藤栄六氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから議案第 106 号に対する質疑を行います。質疑はございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、失礼します。

改札結果表を、ちょっと見せていただいて見たんですが、今回、12 社中 1 社が辞退して、11 社の入札で 9 社が失格と。9 社が失格ですね。

それから、その中の 2 社が予定価格、最低価格の間の札入れて、一番安かった進藤組が落札という結果になっています。

これよっと、確認したいのはね、この 9 社が、なぜ、こんなに 9 社も失格したかという

ことで、最近の公募型指名競争入札の本町の現状、過去の実績から見たら、どうなのかということ、ちょっと見てみました。

するとね、公募型で指名競争入札で新しいところにあったのは、2年前の久崎の町営住宅、あの新しい住宅ですね。この入札が公募型指名競争入札で行われたわけです。

で、この時はどうだったかいうとね、この時は予定価格に対して、最低価格の設定が予定価格の77パーセントなんです。で、その時に落札したのが、ほぼ77パーセントで進藤組なんです。この久崎の時ね。

で、今回はどうかと言いますとね、今回は、予定価格に対する最低制限価格が予定価格に対して77どころじゃないんです。77と見た業者が、みんな失格しておるんです。89という、約90パーセント。約90パーセントが予定価格に対する最低制限価格の価格なんです。だから、従来、77から80だからと思って入れてた業者というのは、みんな失格したというのが、この結果だというふうに見えるんですね。

それで、確認したいのは、今回も、ほぼ最低価格に近いところの落札率、つまり予定価格に対する落札額は91パーセントの株式会社進藤組。2年前と全く同じなんです。

で、これ、たまたまの偶然言うたら、そうか分からんけども、普通考えたらね、何でこんなことできるんだろう。77の時は77入れて落札。90に上がったなら90のところまで落札、これは、普通考えたら、(聴取不能)けど、落札価格知っておったんじゃないかと、まあまあ、見方としてはね、というような札の入れようなんです。

だから、そこで聞きたいのは、一つは、なぜ、今回、89というようなね、高い最低価格を設定されたのか。前は、77だったです。最低価格を引き上げるのは、一概に悪いと言っているんじゃないですよ。労務単価や何やらで、そういう必要性もあるんだが、前回、77で今回89。

それから、二つ目に、どちらも最低価格の近いところで進藤組だったという事実、これは、町長として、どう見られるのか。この2点を、ちょっと見解聞かせてください。

[町長 挙手]

議長 (西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵逄典章君) この一般競争入札でありますから、

[鍋島君「公募型の」と呼ぶ]

町長 (庵逄典章君) それに基づいてですね、私が、この予定価格調書を作成をいたします。それは、設計に基づいて予定価格調書を作成するという。それは、その予定価格につきましてはですね、やはり、その設計書100パーセントで、予定価格は、当然、設定はしていません。今の現在の状況をですね、こういうものを勘案し、また、仕事の内容ですね、発注する、今回の庁舎の整備につきましては、増築工事であり、既存の施設の改修も含まれておりますし、外構工事、造成工事等も含まれております。それから、この建物の撤去も含まれております。それと、期間は非常に長い。1年3カ月に及ぶですね、その一般事務を行いながらですね、やっていかなきゃいけないので、当然、いっきにですね、仕事ができない。そういう経費ですね、そのへんは、かなり、そういう経費がかかるということ、これは一つ、当然、設計の中に表れない部分がたくさんあります。そういう観点からは考慮して予定価格を決定しなきゃいけない。

それと、昨今の非常に経済状況が好転しているのかどうか分かりませんが、建築

資材、労務賃、こういうものがかなり高騰をしていると。新聞紙上でも報道されていますように、あちこちのですね、発注において予定価格を上回って不調、落札ができないと、そういう報道なり、そういうことを、私どもも調査しております。

今回も、そういう意味でですね、業者、建設業者のほうでですね、予定価格内での設計の中でね、落札ができるかどうか、これはかなり、当然、心配をしたところですよ。

で、入札ですから、当初から、こういう結果、改札が出て、こういう結果になっているんであってですね、当然、分かっているわけじゃないんで、どういうふうを設定するかというのは、そういう案件の中でね、今回、予定価格についても、設計額から当然、いわゆる鍋島議員が言われる歩切りはしております。その約1割は下げて、最低制限を設けるということで、私のほうは、この予定価格調書をつくりました。

当然、その予定価格調書をつくっておりますからね、そのとおり執行するのが、これが入札でありまして、改札結果を見てですね、それを、どうのこうのできるものではないし、それをすれば、これは入札の信頼性は、全く失われてしまいますし、私が、それは、大きな違反行為でありますから、そのとおりの予定価格内での価格に入ってきた業者の中での最低業者として、進藤組という形になったわけです。

たまたま、過去のね、久崎町営住宅と同一の業者になったというのは、これはもう入札の結果でありまして、何ら、そこに何も、こちらで当然、そういうふうになるようにしてやるようなことがあれば、それは大きな、私の、私が、もしやったとすればね、これは犯罪行為でありますから、そんなことを、私がする必要もありませんし、しているわけでもありません。結果として、こうなったということでもあります。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

16 番（鍋島裕文君） （聴取不能）。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

それでは、ないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 106 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 106 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 106 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日 12 月 18 日、午前 10 時から開会し、一般質問を行いますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後01時57分 散会
